

第八十七回国会 大蔵委員会 議 録 第 六 号

昭和五十四年二月二十七日(火曜日)

午前十時二分開議

出席委員

委員長 加藤 六月君

理事 稻村 利幸君

理事 綿貫 民輔君

理事 山田 趾目君

理事 阿部 文男君

江藤 隆美君

大村 襄治君

佐野 嘉吉君

村上 茂利君

山崎武三郎君

伊藤 茂君

只松 祐治君

村山 喜一君

坂口 力君

高橋 高望君

西岡 武夫君

出席政府委員

大蔵 大臣 金子 一平君

大蔵政務次官 林 義郎君

大蔵大臣官房審議官 伊藤田敏雄君

大蔵省主税局長 高橋 元君

大蔵省銀行局長 徳田 博美君

国税庁次長 米山 武政君

国税庁直税部長 藤仲 貞一君

委員外の出席者

経済企画庁総合計画局審議官 高橋 毅夫君

国土庁土地局土地政策課長 佐藤 和男君

厚生省医務局総務課長 森 幸男君

通商産業省産業政策局長 榎元 宏明君

通商産業省産業政策局企業行動課長 山下 正秀君

通商産業省基礎産業局非鉄金属課長 原本 雄介君

通商産業省基礎産業局化学肥料課長 沼倉 吉彦君

通商産業省基礎産業局職業安定局長 田淵 孝輔君

建設省計画局住宅地企画室長 木内 啓介君

建設省都市局都市計画課長 高橋 進君

大蔵委員会調査室長 葉林 勇樹君

委員の異動

二月二十二日

村山 喜一君

坂井 弘一君

坂口 力君

高橋 元君

西岡 武夫君

補欠選任

榎元 宏明君

山下 正秀君

原本 雄介君

沼倉 吉彦君

田淵 孝輔君

木内 啓介君

高橋 進君

葉林 勇樹君

委員の異動

二月二十六日

在日韓国人に対する金融機関の融資に関する請願(稲垣実男君紹介)(第一二四六号)

重慶身体障害者使用自動車に対する自動車関係諸税の非課税に関する請願外一件(河野洋平君紹介)(第一二四七号)

パチンコ機に対する物品税率引き下げに関する請願(野口幸一君紹介)(第一二四八号)

同(中井治君紹介)(第一二七二号)

同(宇野宗佑君紹介)(第一三〇〇号)

同(小比木彦三郎君紹介)(第一三〇一號)

同(小淵恵三君紹介)(第一三〇二號)

同(加藤六月君紹介)(第一三〇三號)

同(砂田重民君紹介)(第一三〇四号)

同(田中伊三三君紹介)(第一三〇五号)

同(田中龍夫君紹介)(第一三〇六号)

同(中曾根康弘君紹介)(第一三〇七号)

村山 喜一君

坂井 弘一君

坂口 力君

高橋 元君

西岡 武夫君

補欠選任

村山 喜一君

坂井 弘一君

坂口 力君

高橋 元君

西岡 武夫君

補欠選任

村山 喜一君

坂井 弘一君

坂口 力君

高橋 元君

西岡 武夫君

補欠選任

村山 喜一君

坂井 弘一君

坂口 力君

高橋 元君

西岡 武夫君

補欠選任

村山 喜一君

坂井 弘一君

坂口 力君

高橋 元君

西岡 武夫君

補欠選任

村山 喜一君

坂井 弘一君

坂口 力君

高橋 元君

西岡 武夫君

補欠選任

村山 喜一君

坂井 弘一君

坂口 力君

同(横山利秋君紹介)(第一三〇九号)

同(安倍晋太郎君紹介)(第一三二九号)

同(小川省吾君紹介)(第一三三〇号)

同(永末英一君紹介)(第一三三一號)

同(松澤雄蔵君紹介)(第一三三二號)

同(山下元利君紹介)(第一三三三號)

同(受田新吉君紹介)(第一三三八号)

同(奥野誠亮君紹介)(第一三六九号)

同(大原一三君紹介)(第一三八五号)

同(中村弘海君紹介)(第一三八六号)

同(外田四郎(原田憲君紹介)(第一三八七号)

公立高校用地確保のため筑波移転跡地の優先払い下げ等に関する請願(長谷川正三君紹介)(第一二四九号)

同(吉浦忠治君紹介)(第一二七五号)

一般消費税の新設反対及び給与所得控除等の引き上げに関する請願(枝村要作君紹介)(第一二六八号)

一般消費税新設反対等に関する請願(加藤清二君紹介)(第一二六九号)

同(草川昭三君紹介)(第一二七〇号)

一般消費税の新設反対等に関する請願(島本虎三君紹介)(第一二七〇号)

同(野村光雄君紹介)(第一二七一號)

国民生活を守るため一般消費税の新設反対等に関する請願(野口幸一君紹介)(第一二七三號)

一般消費税の新設反対に関する請願外二件(横路孝弘君紹介)(第一二七四号)

同外三件(成田知巳君紹介)(第一二二〇号)

同(池田克也君紹介)(第一二三三三號)

同(小林政子君紹介)(第一三三五号)

同(後藤茂君紹介)(第一三八八号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件
租税特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第五号）

○加藤委員長 これより会議を開きます。

租税特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

すなわち、ただいま議題となっており本案について、明二十八日午前十時、税制調査会会長小倉武一君、日本経済調査協議会総合委員河野一之君、税制経営研究所所長谷山治雄君の各位に参考人として出席を求め、その意見を聴取いたしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと答へる者あり〕

○加藤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○加藤委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。安田純治君。

○安田委員 前回に引き続きまして、同僚委員の質問、いろいろございましたけれども、私も若干の点について御質問したいと思ひます。

まず、いわゆる産業転換投資促進税制といいますが、この問題について最初に伺いたいわけでございますけれども、いわゆる特定不況産業の特定法に基づく設備処理の施行状況と事業転換の見通しについて通産省に伺いたいのですが、まず概括的なところをひとつ御開示願ひたいと思ひます。

○榎元説明員 石油危機に伴い大幅な過剰設備を抱えるに至りました構造不況産業の対策につきましては、昨年の五月、特定不況産業安定臨時措置法という形で法案の成立を見たわけでございますけれども、この法案に基づきます過剰設備の処理につきましては、その後これまで十三業種が特定

不況産業ということで指定告示をされております。

具体的には、平電炉業それからアルミ製錬業、合繊、これはナイロン、ポリアクリロニトリル短繊維、ポリエステル長繊維、ポリエステル短繊維、それから化学肥料、これはアンモニア製造業、尿素製造業、湿式磷酸製造業、そのほか紡績業、これは綿と梳毛でございます。それからフェロシリコン製造業、以上の十二業種が通産省関係、それから造船業が運輸省関係、合計十三業種が指定告示されております。そのうち、安定基本計画ということで、梳毛と綿を除きます十一業種がすでに過剰設備の処理の体制に移ろう、こういうことでございます。

○安田委員 そこで、いま挙げられました各業種について見ますと、皮肉なことに、特定不況産業安定臨時措置法に基づく実施措置がつけられて、税制でもいよいよ産業転換投資の促進税制がつけられるという段階になって、逆にどうもこれらの措置を必要としないような経済状況があらわれてきつつあるのではないかとというふうにも見られるわけでありまして。

通産大臣は、特安法の指定業種の設備を、廃棄の方針から設備休止に重点を置く方針に変わったといひますが、そういう方針を示されたように新聞報道なんかでも出ておるわけでありまして。

〔委員長退席、稲村（利）委員長代理着席〕
そうすると、指定業種の当該設備の廃棄と見合う転換設備の取得をこの税制は要件としているのであるから、この税制を必要とする条件は一般的にないのではないかとというふうにも考えられると思ひますが、いかがでしょうか。

○榎元説明員 確かに先生御指摘のとおり、最近の景気の回復に伴ひまして、構造不況産業の一部の市況の回復といった事態は見られるわけでございますけれども、この法律の眼目であります中長期的な観点から見た需給がどうなっているかという点についてなめてみますと、いずれの業種におきましてもそれぞれ過剰設備を抱えてまだまだ

問題を残しておる、こういうところが実態でございまして、私も短期的な側面から見ましたならば、これは市況とか需給とかそういうものを今後十分注視してまいらなければならぬとは思ひつておりますけれども、長い目で見て日本経済全体の産業構造の高度化という観点から、これらの業種におきます過剰設備の処理等は進めてまいらなければならぬ、こういうふうにも考えておるところでございます。

○安田委員 短期的には私が指摘したような市況の回復といひますが、そういうような状況があるとおっしゃるわけですね。特安法はなるほどこの必要性は長期にわたるということですが、この税制は二年間の適用期限だと思ひます。私が伺っているのは、この税制の必要性を聞いておるので、疑問は残ると思ひますが、いかがですか。

○山下説明員 御説明いたします。

〔稲村（利）委員長代理退席、委員長着席〕
本税制は、構造不況産業及び構造改善を要する中小企業を対象として、構造不況産業以外の分野への設備投資について税制上のインセンティブを与えるという趣旨でございまして、構造不況産業につきましては、いま産業組織政策室長から申し上げましたとおり、過剰設備と過剰雇用というものを抱えます中長期的な問題というのは現在も存在しておるということでございまして、こういう過剰設備、過剰雇用に対処するためには構造不況産業等が中長期的に見た産業構造の転換をするための投資、これに政策的な優遇措置を与えるということの政策的な必要性はなお存在するといふふうに考えております。

○安田委員 そういう市況の回復といひますが、これは短期的なことから見るとさうだけれども、中長期的に見れば過剰設備その他を抱え込んでおる、それは整理しなければならぬとおっしゃいますけれども、どうもそういう点で非常に不確定な要素があるんじゃないかと思ひますが、それにしても、将来のことでありまして、そういう不確定なといひますが、市況回復その他がいろいろ考

えられる。できるならその方が望ましいと思ひます。設備廃棄してしまふよりは。できるならそうありたい。ただ、そうなるかどうかということになるとなかなか容易でないもので、中長期に見れば過剰設備を抱えておるということになるのだからうけれども、本当は市況が回復してフル操業できれば一番いいことなんです、産業的に見れば、さうでしょう。

そこで、そういう状態にあるとすれば、なぜこの産業転換投資促進税制で、税額控除のように補助金に等しいものを大企業にくれてやる必要があるのかということが疑問になるわけであります。特別償却などのように初年度の減税額を後年度でいわば取り戻せるといひますがそういう措置でなく、なぜ税額控除でやる必要があるのか。しかも特定不況産業の経営状態が改善されている中で、なぜそういう必要性があるのかを伺いたいと思ひます。

○高橋（元）政府委員 先ほどの御議論でございしますが、今回御提案申し上げている租税特別措置法の四十二条の四でございまして産業転換設備投資促進税制、これにつきましては御指摘になりますように、構造不況産業に属する大企業だけでなく、中小企業事業転換対策臨時措置法に定める業種、それから円高関連の中小企業対策臨時措置法に定める業種、合計二百ぐらいございまして、こういった業種に属する中小企業が認定を受けた場合、また認定を受けておりませんでも当該業種に属しております場合に、当該業種から他の業種に転換していくことを促進する意味を持つておるわけでございます。

最近の経済情勢でいま御指摘のように、一部に設備廃棄等の措置を要しなくなつてきておるといふものも短期的にはあるかもしれせんけれども、やや長い目で見ますと、いまの経済で基本的な大きな問題はやはり構造転換を図っていくということにあるかと思ひます。全体の総需要の水準を高めていって、それによって雇用または経済の成長、設備の稼働ということを図るのも一つの

政策でございますけれども、より大きくは、不況業種と申しますかそういう構造的な不均衡というものがあるという点で、これは正しくいふことが当面の大きな課題で、これがまた雇用の増加につなげていくという意味を持っておると私も承知しております。

その一環として今回産業転換投資促進税制を御提案しておるわけで、その中で、特別償却にかえて二年間の措置として法人税額の特別控除という政策手段を講じますのも、当面の構造政策が非常に重要である、それがやはり今後の日本の経済と申しますか民生と申しますか、雇用というものに繋がっていくからである、そういう認識でございます。

○安田委員 私がついてるのは、特安法に基づく特定不況産業のことを伺っているのではありません、中小企業の問題はまた別として、大体特安法に基づく特定不況産業、先ほど示されました十三業種の大部分はいわゆる大企業性の製品といえますか産業であるということで、その部分についていま伺っているわけですが、そこで、どうしてもやはり先ほど申し上げましたように、特別償却などのような制度ではなくて税額控除でやるという点、実質上補助金をくれてやるのとほとんど等しいものであろうと思うのですが、いま言ったような大企業についてそういう必要性があるのかどうかということ、特にその部分に限って御質問しているわけでありませう。

○高橋(元)政府委員 構造転換を図ってまいるといふことでございますので、これはただらと相当長い期間をかけてやっていくというのでは余り意味がないわけでありませう。最近の投資環境から、この税制の制定当時、やはり経済の先行きが非常に芳しくない、また先行きについての見通しが透明でないということから、設備投資の繰り延べということを考えておるような傾向がかなりございまして、これは通商産業省から後ほど御答弁もあると思いますが、そういう状況から、構造不況業種以外に対して投資をしてまいりまして業種

の転換を図っていくとすれば、短期間を限って、それは税額控除でございますから普遍的に用いるのに相当な政策手段と思いませんけれども、あえて昨年の設備投資促進税制と同じような税額控除の制度を取り入れて、それによって短期間に政策の実を上げたい、こういうことでございませう。

○安田委員 ところで、現在の景気の状態を考えますと、特安法の指定業種の繰り延べについて見ましても、大企業は収益が好転している向きがありませうけれども、林紡績のように倒産した中堅企業もあるわけでありませう。そこで、特安法の趣旨は言うまでもなく、現在不況でかつ今後ますます経営が悪くなっていく、こういう見通しであるからこそ転換しなければならぬということになるのだらうと思うのですが、この税制は利益がなければ実際に適用されるメリットはないという制度になると思ひます。そうすると、この制度の適用を受けられるものは、現在でも利益があつて黒字、転換しても利益があるもの、あるいは現在は赤字であつても転換すれば利益が実現するからという幸運な企業のみ税金を控除するわけですから適用になる。こういうことになると、そういう点での不公平といひますか不適切といひますか、手当ての必要がないところがますます優遇されるといひますか、現在赤字で転換しても黒字にならなかつた場合、税金の面では何らメリットがないという点はどうでしょう。

○高橋(元)政府委員 産業転換設備投資促進税制につきましても、確かにいただいた御質問にもありますように、法人税額から税額を控除するわけでございますから、したがひまして、赤字であつて当期に納付すべき法人税額がないという場合にはこの規定は働かせません。それは御指摘のとおりでございますが、赤字に悩んでおつて構造不況業種以外に脱出していかうという業種の脱出の努力をプロモートするわけでございますから、したがひまして引き切れない金額、つまり赤字でありますればその全額が引き切れないから、それが、翌期以降三年にわたつてそれを控除すること

ができるということにしておるわけでありませう。それから、過大に引くのではないかとこの点につきましても、当該の企業が昭和五十三年五月十五日、つまり特安法の施行日でございますが、その日を含む事業年度の直前の事業年度末に持つておりました構造不況業種部門に供用される設備の総額を限度としておりますから、幾つかの部門を兼営しておりまして、その一つに特定不況業種が含まれておるという場合に、残つております黒字部門の投資が無用に将来の法人税額から引かれていくということとはそれによって防止されておるといふふうに私も考えております。

○安田委員 三年間の繰り越しも認められるという点ではございませうけれども、とにかくいま黒字の会社が転換するあるいは転換することによって黒字になる会社、これは直ちにメリットが受けられる。片方の赤字の会社は、三年繰り越せば、最長六年間といひますか、このメリットは六年の間黒字に転ずれば繰り越した赤字の方でもってメリットが出てくるというのですが、その過程においてすでに企業間の格差がこうした税制の措置が働いて拡大していくのじゃないかという心配が一つあります。その点御説明いただきたいこと、もう一つは、この税制によって新規参入が激しくなるという点で過当競争を起すおそれがないか。この場合には、現在も利益がなくして転換してみたら、そうしたらこの促進税制によって新規参入がそういうことであつたとなると、結局そこでもまたたかかれるということになって、現在の赤字企業はますます格差が開いて、いわゆるスクラップ・アンド・ビルドといひますか、スクラップされる方に誘導されていってしまうのではないかと。それほどの効果があるかどうかはわかりませんが、それほどの効果がないのだつたらこの促進税制も余り効果がないと思ひ、非常にパネチが効くものであれば、そういう格差がすぐく開いてちやうどではないかという点、いかがかと思ひますが、どうですか。

○高橋(元)政府委員 赤字会社が構造不況業種以外に投資を行つて業種転換をしていくということでございますから、一定の懐妊期間というのが当然あるわけでございます。懐妊期間の間にはしどし黒字が出てくるということであればそれはまた非常に結構なことではございませうが、そうでない場合もあり得る。したがつて御指摘のように、転換を図つてまいります初年度においては十分企業利益が上らないということがあつて、それで税額控除の規定が働きますのは、繰り越しの三年間の規定を使ひしても相当先にならなければ引けないということかもしれません。しかしそれは、こういった設備投資の税額控除の特別税制がなければならぬ一層転換が促され、当該の企業が将来に向かつてより悪い企業環境の中に入っていくこととございませうから、したがつてこの設備投資促進税制の効果というものはやはりそれなりにと申しますか、かなり十分働いていくというふうに御認識願ひたいと思ひます。

○安田委員 それからそれにあわせて、これはむしろ山下さんの方に伺つた方がいひかもしませうけれども、「通産ジャーナル」なんかにあなたがお書きになつてゐる中に、この「産業転換投資促進税制の問題点と考へ方」という、多分あなたの論文だと思ひますけれども、この中に、「本税制が新たな事業分野における新規参入を促進し、却つて過当競争の弊害を惹起するものではないかとする考へ方」が論点として考へられる、それに対してあなたはいろいろそれに対する反論を述べられておられますが、いまの高橋さんのお答えは、私が言つたのは過当競争との関係も含めて伺つたのですが、そういう点でのお答えがちょっと抜けたように思ひます。むしろ山下さんにお伺ひしたいのは、この論文の中で、「成長分野における供給能力の増大は、適切な経済運営を背景とし、かつ、十分な行政上の配慮の下に行われる限り過当競争等の弊害は十分避けられることができると考へられる」というにお書きになつていらつしやいます。この「十分な行政上の配慮」というのはどういふことをお考へになつていますか。

関係企業自身におきましても、実はまだどういふふうにするのかというのが全然明らかになっておられない。それから先生おっしゃいましたように、これまで地元からもいろいろ御要望がございまして、おいでになりまして関係企業、中小企業の話をお聞きするの伺っておりますけれども、それにどういふような形で問題が起きますか、申し上げれば、たとえば越前島の問題の方で出るのか小名浜の方で出るのか、出るといたしまして、そのところでの部分でだけ出るといふのかというふうなことが全然明らかになっていないというところでございまして、当分の間は関係企業の方で大体の考え方のめどが明らかになるというところまでは見ておられぬといふふうに考えておりますのでございまして。ただ、関係企業についてのこういう問題は非常に重要な問題でございまして、お話をそれぞれ伺った都度関係企業の方には伝えまして、十分考慮するように伝えてござい

ます。

○安田委員 私小名浜の日本化成の問題について出したのは、これが廃棄されることを望んでいるわけでもないし、私としてはこれは絶対承知できないところでありまして、そういうことを言っているのじゃなくて、このようにたとえばアンモニア、尿素の工場の設備を廃棄したり何かする場合に、関係企業というものはものすごく複雑に絡み合っております。関係企業の安定を配慮しつつなどというのを言ってみても、実際問題として、そんなにうまくいくかということの疑問として、いまちょうど工場の関係企業の配置図が手に入りましたから例として伺ったのです。

だから、日本化成のいろいろな経過はともかくといたしまして、こういう複雑に絡み合った関係企業の経営の安定をしながら安定基本計画を執行していくとすれば、結果的にはどうも切り捨てになつてしまふのではないかと。あるいは、先ほど挙げたアルミ製錬がコイなどを飼つた場合に、関係企業は一体どうやって経営の安定をするのか、非常に複雑な問題になりますね。ですから、あの安

定基本計画なり共同行為の指示なりに書かれてい

る関係企業の経営安定などというのは結局まぐら言葉、法律や何かに決まっておるし、決議なんか、いろいろ商工委員会の審議の過程もあつてまぐら言葉に書いてあるのじゃないか、実行不可能ではないか、つまりは切り捨てになるのじゃないかという心配があるのですが、それはないといふふうに確信をお持ちですか。

○沼倉説明員 いまの関係企業の問題につきましては、構造改善事業を行いますときに、企業の方でそれぞれ自主的な判断に基づいて設備の処理をするというときに、十分配慮しなければいけない事項といたしまして、雇用の問題と関係企業の問題があるわけでございまして。たとえば先生御指摘の小名浜の日本化成の場合でも、確かに幾つかあるわけでございまして、それぞれの企業に對しましてのたとえば原料の供給、ユーティリティの供給といふような点について御指摘になっておられるかと存じますが、これについてどう処理されるのかあるいはどういふような配慮をするのか、これがまさにいま企業において検討されておるところでございまして、こういう点につきま

しての検討を十分やつていくというのが、この基本計画に申しますとこれを十分配慮するということが存じます。そういうことでございまして。

○安田委員 これから考えるというのでは大変心細い。基本計画が決まると、何万トン廃棄とかそれだけが先に決まるとして、あらかじめ雇用や関係企業の経営の安定といふことを配慮して決まなければならないのに廃棄の数だけ決まってしまう。しかし、それがどう転換していつて、どう関係企業の安定を図れるのかという問題はこれから知恵をしぼるというのじゃ、非常におかしな話だと思ひます。しかし、これだけやっておりますと時間がございませんで、こういう問題があるといふことを指摘すると同時に、この産業転換投資促進税制の創設につきましては、やはり政府の大企業本位の産業政策、優遇税制といふものではないか、そういう疑問、後でまた時間が

あり機会があれば伺いますけれども、そういうことを指摘いたしまして、次の問題に移りたいと思ひます。

次に、土地税制についてであります。最近の地価の動きは警戒を要する動きであると思ひます。その原因の一つに金融機関による不動産融資の急増があると思ひますが、最近の日銀の調査によれば、昨年十二月末の不動産融資残高は前年比一二・六%と高い伸びを示しておるようでありまして。これは全国銀行の総融資残高の六・七%で、約九兆円にも上る金額となつておるようでありまして。大蔵省は二月に入つて、金融機関の土地融資に関する要請といふものが、形はどういう形かわかりませんが、何か金融機関に対して物を申したようでありまして、その内容はどういふことか。四十七年から四十八年の土地投機の際に出された大蔵省の通達、つまり、土地関係融資の伸びを総貸し出しの伸び以外に抑制することなど具体的な内容が決まつた規制の通達を出されましたけれども、この通達と今回の、その形式はどういう形式かわかりませんが、物を申したものと、この関係はどうなつておるのかということ、この点が一つです。

それから、土地の融資について、その土地の売買の性格が実需であるのかあるいは仮需要であるのかを区別しないと、転売、土地転がしを目的とした仮需要に対して規制ができないと思ひます。実際として仮需要も相当あるのではないかと思ひますが、大蔵省はそれをつかんでいられるかどうか、あるいはまた融資規制の方法として実需と仮需の区分はできないのか、この点を大蔵省に伺いたいと思ひます。

○徳田政府委員 先生御指摘の金融機関の土地取得関連融資についての問題でございしますが、金融機関の土地取得関連融資につきましては、四十七年以來三回にわたつて通達を出しまして、土地投機を助長するような融資の自粛を要請してまいつたわけでございまして。

ますが、先生御指摘のとおり、不動産業に対する融資だけをとつてみますと、昭和五十三年十二月末における融資の伸び率は一二・六%でござい

まして、総貸し出しの伸び率は九・七%をやや上回つておるわけであります。ただししかしながら御承知のように、昭和四十七年ごろはこの融資の伸びが六六%程度に達したわけでございまして、総貸し出しの伸びを四〇%も上回つていたわけでございまして。そのときの状況に比較いたしますと、伸び率は上がったはありますが、まだそのような状態には至つていないわけでございまして、御承知のとおり、個人の住宅向けの融資は年率二五%以上で伸びておるわけでございまして、こういうものを背景とした不動産業の正常な活動を支える範囲のものである、それが主体ではないかといふふうに考えているわけでございまして。しかしながら、最近における地価の動向等もございまして、予防的な措置といたしまして、土地投機を助長するような融資については今後ともさらに抑制を図るよう金融機関に注意することといたしまして、去る二月七日に各金融機関の団体の代表者を招いて要請をいたしました。いままでにすでに三回の通達が出ておるんだということを確認した上で、さらにそれを厳重に守るよう指導したわけでございまして。

融資の内容につきまして、いま申し上げたとおりでございまして、現在の土地の動きが実需に基づくものであるか投機に基づくものであるかにつきましては、必ずしも実態に当たつていないわけ

でございまして、全体の融資のマクロの動きで見ます限りは、いま申し上げましたようにまだ健全な活動を支えている面が多いのではないかと、このように考えているわけでございまして。なお、住宅地の健全な供給につきましては、必要な資金については、今後とも円滑に行うよう指導しております。

○安田委員 そうすると、四十七、四十八年の通達はまだ生きておる、生きておるのをいば再確認したのが今度の要請だ、こういうふうに伺つて

いいのですね。
○徳田政府委員 通達に関する限りはそのとおりでございます。

なお、最近土地融資に関する実態について報告をとりおきませんでしたので、今後は建設業と不動産に関する土地融資について四半期ごとに報告をとることに新たにいたしました。実態をさらにフォローしてまいりたい、このように考えております。

○安田委員 ところで、法人などの土地譲渡益重課税制度の一部緩和について伺いたいのですが、今回の改正で、造成宅地を建て売り業者に一括譲渡した場合などについて公募要件を緩和することになるわけですが、この改正の趣旨と目的は何かということをお願いしたいと思います。

○高橋(元)政府委員 土地重課の適用対象外になります宅地造成事業でございますが、千平方メートル以上のものでありますれば、開発許可とか、それがない場合には優良宅地の認定を受けて造成行為が行われるわけでありまして、第二に、適正価格で譲渡すること、公募販売すること、合計千平方メートル以上の場合には三つの要件が課せられておたわけでございますが、公募販売するという要件につきましては、造成業者が建て売り業者にまとめた区画を一括譲渡する、それが重課の対象になって、土地プラス住宅という形で住宅及び宅地の供給が行われる際の隘路になっておるといふことから、緩和の要望があったわけでございます。

そういう点につきましてはいろいろ考えてみたわけでございますが、造成業者と建て売り業者それぞれに現在適正価格要件というものが設けられておるわけですが、適正価格要件に五十三年度改正でなりまします適正利益率というところでございまして、建て売り業者が相当期間内に優良住宅を建設して住宅供給に寄与するという保障がないと、単なる土地転がしになるという点も一つ問題だったわけでございますが、国土庁と建設省が都道府県知事の認定制度というものを設けるというお考えが出てまいりました。それによって、一つ

は適正利益率が二度働いて地価上昇を招くことがなくなつて、適正価格要件の中で建て売り業者が売ります場合には適正価格で売られるという保障ができてくる。それから、一括卸売の場合に土地転がしになるということも、いま申し上げました国土庁、建設省の都道府県知事の認定制度によつてそういう弊害がなくなるということでございまして、今回公募要件を緩和するという措置をとつたわけでございます。それが今回御提案してあります租税特別措置法の六十三条の改正でございます。

○安田委員 このように今回、公募要件を緩めるという外すというか、宅地業者から建て売り業者に一括卸売をする場合は、将来公募するということは残っているわけですね。しかし、一括譲渡の段階では、それは一括譲渡だから公募はないけれども、外す、こういうことになったのは、何らかの状況の変化があったのではないかとも思われるのですが、この間どういう変化があったのか、国土庁または建設省に伺いたい。

○佐藤説明員 いまほど御説明がありましたように、最近宅地造成事業者がみずからの造成した宅地を一括卸売いたしました、買いましたホームビルダーがそこにたとえばプレハブとか各種の自分のデザインをこらした建物を建てて、これを一般に公募で売るといふような形の必要性が増加してまいりました。実例といたしまして、そういうホームビルダーの建て売りについての要望、かつ、それを素地としてデベロッパーから取得する必要性がだんだん増してまいりまして、実例の上でもある程度の件数に上つてまいりましたので、このような要望をいたしたわけでございます。

○安田委員 ある程度の件数というのはどのくらいですか。

○佐藤説明員 五十二年の実例では、私どもの調べた範囲では約千五百件程度の実例を区画数で見でございます。

○安田委員 それは以前から見るとずっと増加したという傾向にあるのですか。

○佐藤説明員 私どもの調査では、四十九年当時、法人重課制が始まりました時点で五百件程度のものが、五十二年では千五百件程度に増加してございます。

○安田委員 そうすると、一括卸売をして、その後建て売り業者が今度は需要者に売るときには、公募という条件はやはりあるわけですね。その建て売り業者がこの条件を守らなかった場合にはどうなりますか。

○佐藤説明員 私どもはまず、デベロッパーがホームビルダーに土地を売ります場合の要件の一つといたしまして、国土利用計画法におきます届け出の許容面積、市街化区域では二千平米でございしますが、その要件以上の取引に関するものと理解しております。したがって、まず国土利用計画法による事後的なフォローがなされてございまして、もう一つは、省令等のことでございまして、そういうことについての都道府県知事の証明を予定してございます。

○安田委員 宅地業者がこれを守らなかった場合にはいろいろ行政的な措置があるにしても、その場合に、一括卸売をした宅地業者の税金はどうなりますか。守らない場合に、それは宅地業者としてはいろいろ処分を受けたりますでしよう。しかし売るときに、売った後で公募することを条件として売った、そのために土地重課を逃がれたその不動産業者、土地業者の税金は、さかのぼっては何ともならぬのですか。

○高橋(元)政府委員 その点をよく厳格にやりますと、たとえば今回長期譲渡の特例で優良住宅地の供給については優良住宅という目的に供されなかつた場合には税金が高くなるというように形に戻らなければならぬわけでございますが、そこは造成業者が造成期間中特別土地保有税を免除してもらつたために、先ほど国土庁、建設省からお話がありますように、事業の進め方、進めた事業の結果でございます宅地の基準とそれを公募し販売

していく場合の方法等について、都道府県知事に届け出て認定を受けているわけでございます。したがつてそういう場合に、土地が売られていくというところについては確実なわけでございます。確実なものについて、さらに取り返しのために非常にめんどろな手続を、譲渡者についてもそれからまた譲り受けを受けた者についても講じておくということが、必要であるとしてもそれはごくまれなケースでございまして、今回の場合は、行政指導によりましていいと思います。都道府県知事または建設省、国土庁の御監督というものに任せておくという考え方をしております。

○安田委員 それはよく考えなケースかどうかやってみなければわかりませんが、私どもとしては、どうも転売、土地転がしの促進をしかねないというふうな懸念されるわけでありまして、ぜひ歯どめが必要だと思ひますけれども、いまおっしゃるようなことで歯どめになるかどうか非常に疑問に思ふ点がございまして、しかし、この点だけについては時間がございますので、次に宅地の供給について伺います。

今度の税制緩和で宅地の供給が円滑になるであろうというふうな政策効果としては思はれてゐるのだからと思うのですが、どの程度宅地供給が増加すると考えられるのか、この点建設省と大蔵省に伺いたいと思ひます。

○佐藤説明員 今回の税制改正はいまのところ、先生御指摘のように、主として計画的な宅地開発のための素地の供給を促進するというところでございます。今回税制改正が行われました結果の姿は先生御存じのように、現在の長期譲渡所得の四分の三課税の部分に關しまして、一部計画的な宅地開発の素地に關して所得税本則の二分の一の割合に戻すということでございまして、したがって結果は、宅地供給の素地の一般的な譲渡額との関係では二〇％ないし二五％の税率になろうかと思ひますが、その状態は、私どもが一応宅地供給の常識的な供給量と考えております四十九年ないし五十年の状態、素地の供給の場合の税額負担とは

は同じでございます。効果といたしましては四十九年当時の素地供給が期待できるというふうに考えております。

○安田委員 この政策効果のはかり方が非常にむずかしいと思うのですが、税制の緩和によって土地の資産価値を高めることによってますます土地の放手しをむずかしくさせるのではないかと、あるいはますます土地の細分化、切り売りが増えるだけではないか、優良宅地の供給につながる可能性は余り期待できないんじゃないかというふうな見方も成り立ち得ると思うのです。それよりもむしろ宅地の供給は、大企業が大量に保有する販売用土地を放出させることが先決だと思ふのです。昨年十一月発表されました建設省の不動産等実態調査結果報告によれば、不動産業者が保有している販売用土地は全国で約十六万ヘクタール、このうち三大都市圏には約四万ヘクタールあるようでありました。ところが、これらの不動産業者の今後五年間の販売予定面積もここに書いてあります。全国で約三万一千ヘクタール、三大都市圏では一万二千ヘクタールしか予定されておられないわけでありました。また、これら不動産業者の保有土地の利用状況を見ますと、未使用、未着手土地面積が全国で十一万ヘクタール、保有土地面積のほとんどを占めておりますし、三大都市圏内だけでも二万九千ヘクタールとなつてゐるわけです。こういう数字を見ますと、これら不動産業者が保有する土地のほとんどが未着手、未使用のままである。これらの不動産業者が大量に抱えている土地を早急に供給させる措置をとるべきである。この税制によって土地転がしやいろいろな問題を懸念されるものでありますから、こういう点でむしろ別な施策が必要ではないか、その方が有効ではないかと思うわけでありました。国土利用計画法によれば、取得後三年たつて本来の用途に充てられていない土地について遊休土地の指定を行つて、勧告など必要な措置をすることができるとなつておりますが、さきに述べた不動産業者の土地保有の実態からして、早急に同措置を講ずべきであ

ると思ひますが、国土庁にどうか伺ひたいと思ひます。

それからもう一つ国土庁に伺ひますが、さらに大きな問題として、未着手、未利用土地を抱えていて当面供給をしない理由として、建設省の計画局で出された報告によりますと、現状のまま他に転売するのが目的なので使用、着手しない。こういう理由を挙げているものが面積にして三万六千ヘクタール、未使用、未着手土地全体の三八割もあるという状況であります。こういう状況の中で税制を緩和して融資はどんどんやるということになると、大変なことになるのじゃないかという心配もあるわけでありまして、こういう点で国土庁にその点のお考えを伺ひたい。その二つをお伺ひしたい。

○佐藤説明員 いまほど御質問がありました企業販売の目的を持って保有している土地に関する調査でございます。これにつきましましては、私も国土庁の方で企業土地調査によりまして調べたものがございまして、これによりまして、宅地供給の素地として適切な市街化区域に保有している土地につきましましては、五十一年度末現在で約九千ヘクタール、これは素地の面積でございまして、たとえばこれを良好な宅地にして供給します場合の面積はこれの六割程度にならうかと思ひますが、こういう状態でございまして、したがいまして、このような私どもの対象企業が民間の宅地供給の場合において供給義務、供給の責任を負うべき面積は、良好な宅地の状態にしたもので約二千ヘクタール程度と考えますので、たとえば先生御指摘のように、現在の素地を他の公共施設要件等を完全に無視して直ちに良好な宅地として出したといひましたとしても、二年、せいぜい三年も経たないところという状態でございまして、したがいまして、このような企業が市街化区域等を持つております土地について、昨年の法人重課制の改正等を含めてこれに対する促進措置を図ることは当然でございまして、やはり一定の宅地開発のための素地供給の円滑な促進が図られることが一つの要件

でございまして、今回の税制改正の要望になつたわけでございます。

○安田委員 まあ土地税制ばかりやっている時間があるもので、この点についても、後に機会があったらなお質問を続けることにいたしたいと思います。

〔委員長退席、総務委員長代理着席〕
有価証券譲渡課税の問題で若干お伺ひしたいと思ひます。

たくさんお聞きしたいことがあるのですが、今回の改正でも原則非課税ということは相変わらず維持されておるようでありまして、当委員会における従来の質疑を伺つておりました。これは捕捉が困難である、それをにわかに原則課税にすればかえつて不公平が拡大するといふような御答弁で終始してゐるようには思ふのです。しかも、原則非課税といふのはずっとやるのじゃないかと、将来は原則課税にしていく方向であるといふふうにも伺つておるわけでありまして。こうなりますと、捕捉が可能なかどうか、どういう方法で捕らへたら捕捉が可能なのかどうか、これがはっきりせぬと原則課税に移行していくことが不可能になるわけですから、そういう点で、把握ができるかどうか、できなかつたらどういふ方法で捕らへたらできるとお考えなのか、伺ひたいと思ひます。

○米山政府委員 有価証券の取引というのは御承知のように、非常に大量でございまして、これによる譲渡益に課税するためには、個々の取引の帰属がどうなつてゐるか、あるいは取引にかかわる有価証券の取得価格を正確に把握する、こういう非常にむずかしいことがあるわけでございます。しかし実際問題として、現在個人で取引しているものの大多数が取得価格を明確にするような書類を保存してないわけでございますし、それから、納税者の自主的な申告を期待できないとか、それから職員が大量の取引を証券会社の帳簿について調べるというところは非常にむずかしいわけでございます。しかも架空名義の取引もあるといふような現状を考えますと、現在の有価証券の譲渡

益を総合的に全体を把握するといふのはわれわれとしては非常にむずかしい、こう思つておりますので、段階的に可能なものから入れるということ以外にしようがないんじゃないかというふうな考へております。現行法の課税対象につきましても正直のところ、課税の端緒を把握することが非常にむずかしいわけでございます。いままで提出された申告書とかいろいろな資料を分析して課税に努めている、こういうふうな状況でございます。いまですぐ課税対象を大幅に広げていくといふのはなかなかむずかしくて、どうしたらいいか、いま真剣に検討している状況でございます。

○安田委員 どうしたらいいかというのは、従来の質疑答弁の中でそういうお答えがあつたので、全くどうしていいかわからないのに段階的という言葉はおかしいではないか。いまの改正がワンステップだとなれば、ワンステップがあるのかというのと、ワンステップがあるためには、全部はならなくとも捕捉がそれだけ可能になる、そういう段階でワンステップが踏まれると思ふのです。もつと捕捉が可能になれば、その対象を広げてまたスリーステップになるか、一挙に原則課税に持つていくか、いろいろあると思ふのですが、段階的とおっしゃる、いまはワンステップだ。しかし、ワンステップが一歩に原則課税になるかあるいは少し対象を拡大するかわかりませんが、それには裏づけとして捕捉可能性がなければならぬ。その捕捉可能な方法について何らの知恵がないとすれば、どうしてワンステップだと言へるか。オンリーワンじゃないのかということも言えるわけですが、どうですか。

○高橋（元）政府委員 中期の税制答申で、「有価証券譲渡益についても総合課税の対象とすることが望ましいが、有価証券取引を把握する体制が十分整備されないまま総合課税に移行する場合に、新しい不公平を招くおそれがある」と、そういうことでございまして。いまのお話は、それで総合課税が可能になるようなことか、さらに段階的強化を進めていくことが可能なような執行の体制

をどういうふうに考えていくかということでございます。

十八年ぶりに基本的な改正によって、課税取り入れ分というのが二項目、今回御審議をいただいております法案の中でふえるわけでございますから、そういった課税取り入れ分の執行状況、それから他の資産所得課税の適正化、そういうものの絡みでありますから、そういうことの進展を見ながら、いま申しましたような中期答申の方向に従って広い視野からさらに検討していきたいというのが私どもの考えでございます。

○安田委員 どうもそのお答えだけでは、これがワンステップで、次のツーステップはいつごろどうやって進むのかというのが一向わからないわけでございますが、その点は時間もありませんで、ただ、捕捉困難だから原則非課税ということになれば、競馬でもうけた場合もこれほど捕捉困難なものはないと思う。場合によってはそれで家でも建てて、どこから所得を得たか調べられたら、実はそれはばくちでもうけた、あるいは犯罪行為によってもうけたということもあるかもしれない。捕捉困難だから原則非課税と言え、これはみんなそういうものは原則非課税にしなければならぬと思うのです。そうならないというところにもどうも奇妙なところがあると思うのですが、これは機会があれば後でなお詳しく伺いたいと思います。

そのほかに、貸倒引当金の繰入率の問題とか医師課税の問題とかいろいろございますが、これは時間がございませんで、この点については次の機会に譲りますけれども、最後に、いよいよ三月十五日の確定申告の時期も近づいてきましたので、税務行政の問題について若干伺いたいわけですね。

実は質問の中には、国税職員の問題などを与定したわけですが、時間がございませんで、いまの機会に伺っておきたいことを一点だけ伺いますけれども、実は外部講師によって教養講話がなされるという場合に、この内容がきわめてとん

でもない内容であるということがございます。たとえば去年の十一月十六日に、税を知る週間というのがございまして、納税者団体と税務署の共催の一環として台東区役所の大会議室で行われたのに、大蔵財務協会の理事長の清野真氏、この大蔵財務協会自体が政府から補助金を受けている団体のようなのですが、この講演の内容の一部をちょっと申し上げると、とてもないことです。「税務署が一番民主的になっている。まずこういうことですね。これは見方によっていろいろでしようけれども、「あの国鉄の雲助集団を見なさい。職場規律が紊れているではないか。」そして「税負担は日本が軽い。」というようなことを言われて、次にこれは聞き捨てならぬことが言われています。社会党の同僚議員もいますからぜひ聞いていただきたいのですが、「社会党は大企業に増税、庶民に福祉」と言っているが、できっこない。弱者が正義など、ばかかなことを言っているではないか。いまの憲法をすばらしいと言っているが、見習いたいとする外国は一つもない。社会党は何でも反対するだけの政党だ。」こういうことを言っている。大臣、よく聞いてくださいよ。「共産党は、いまはおとなしく、うまくやっているが、後がこわい。日本をどうしてだめにするかを考えている。民商に入っている人は、共産体制を望んでいるならよい。ただ、そうなったら店を閉めなくてはならない。」また「予算のうちむだ使いの一番は福祉だ。福祉はこじき根性を肥大化し、やがて国を滅ぼすもんだ。大英帝国も福祉でいまや滅亡寸前にある。あるいは「スウェーデンはいまや福祉国家のなれの果てと世界の笑い物になっておる。福祉を充実すればするほど国は滅びていくことを早く知るべきだ。」さらに「補助金は徹底的に整理する必要がある。陸奥湾の漁民どもは、害もないうのに補助金を取った。こういうことを去年の十一月十六日、税を知る週間で言っている。これは税務署の共催ですよ。

いかに外部講師といえども、清野さんは前は大蔵の人だと思ふのですけれども、こういうことを言っているのです。これは一たん民間人になった以上は、不偏不党と言つても、民間人が勝手なことをしゃべったのだと言ふかもしれないけれども、もうちょっとレベルの高い講師を選ばべきではないか。社会党は何でも反対する政党だ、ばか言っちゃいかぬとか、とてもないことを言っておるわけですね。

〔綿貫委員長代理退席、委員長着席〕
調べてみますと、国税庁の直税部長もやった方ですね。それから大蔵省の造幣局長をやられて、財団法人の大蔵財務協会に天下った特権官僚だ。このような講話が妥当なものかどうか、その点いかがですか。

○米山政府委員 いまのお話、初めてここで聞きましたわけで、よく内容がわかりませんが、講師の選定については今後とも十分注意してまいりたいと思ひますが、事実どういふことになっておるか、それからどういふふうに講師を選定しているか、もう少しその点も調べてみたいと思ひます。そんな状況で、いま初めてここで聞きまして、これに対して何とお答え申し上げようがないわけでございます。

○安田委員 時間が来ましたが、この点、前にもたびたび講師の不適當については言いました。税を知る週間に何で社会党や共産党の誹謗中傷を言う必要があるのか、全くもつてのほかであると思ひます。それと同時に、そういうことだから、税務署が民主的だなんてまぐら言葉に言つてみたつて、何だということになりますので、税を知る週間としてもまことに不適切な言動ではないかというところが一つです。

それから講師のレベルとしても、イギリスがどうとかこうとか、福祉は滅亡につながる、そういうことを言つておるといふ点でも不適當だと思ひますし、たびたびいままでも指摘されておるところでありますので、よく御注意いただきたい。しかも注意すべきことは、この税を知る週間に税務署の署員が、公務員が勤務中に、研修の一つですが、このありがたいお話を聞きに行けといつて派遣されておるわけですよ。こういうことはまことにもつてのほかである。大臣、そういう点について最後に、このいまの事件についてのお考えをお答えいただきたいと思ひます。

○金子（一）国務大臣 よく内容を検討いたします。講師の選定その他に十分これからも注意してまいります。

○安田委員 終わります。

○加藤委員長 坂口力君。

○坂口委員 お昼から質問をさせていただき予定でございましたけれども、急に他の議員の都合で繰り上がりになりましたので、ひとつお許しをいただきたいと思います。

今回の租税特別措置法の改正案につきまして、いままで手が付けられなかったところにある程度のメスを入れるということにつきましては、いままでよりも一歩前進した部分もあるというふうに考えております。しかしながら、中には賛同しがたいものも幾つかあるわけでございます。きょうは、その中の幾つかを申し上げておきたいと思ひわけでございますが、また、反対をしないまでもより検討をしなければならぬ問題もあるわけでありまして、その点のことにつきましても触れておきたいと思ひわけでございます。

一番最初に、総体的なことをひとつお聞きをしておきたいと思ひますが、今回の租税特別措置法の改正案におきましては、ことし一般消費税の問題はまだ出ていないにもかかわらず、一般消費税の問題が非常にクローズアップされてきて、そして一般消費税という言葉も出てきております。長期的あるいは中期的な税制を考えた場合には、もちろん増税ということも議題に上ることは私たちが承知をいたしております。しかし、中期あるいは長期的な展望で税制を考えましたときに、この増税問題だけではなしにもう一つ重要な柱として、いわゆる税の景気調整機能というものがあつて、いかに税の景気調整機能といたしまして、この景気調整機能といたしましては、ことしこの租特だけではなしに十一本の税制改正が出ておりま

すけれども、その全体の中におきましても余り類
れられていないわけでありまして、増税問題が議
論されるならば、それと並行してこの景気調整機
能という点についても真剣に取り組ま
るべき問題ではないかと思うわけでございます。
そういう意味で、どういふふうなこの問題をお
考えになつてゐるか、総体的なことでもござい
ますけれども、ひとつ先に御質問しておきたいと思
います。

○高橋(元)政府委員 景気調整機能を税制にどう
いうふうな付与していくかということにつきまし
ては、いわゆる景気調整税制の導入ということ
をめぐるものでございまして、この数年非常に議論があつたわけ
でございます。

それでいろいろな考え方がございまして、政府
の税制調査会でもずいぶん長い間、もう十年近く
御議論願つてゐるわけですが、税制の主要な機能
というものをどう考えるかということに帰着する
のであらうと思つてゐます。税制の主要な機能は、こ
れはもう釈迦に説法で大変恐縮でございしますが、
公共部門への資源の配分ということが基本であ
うかと思つてゐます。公共部門にどれだけの機能を持
たせ、国民の個人ないし法人の所得からどれだけ
をそれに寄与していただくかということがまさに
税制の主要な機能そのものでございまして、そ
れが景気調整機能によつてかえつてぐらぐらさ
れるのは非常に問題が多いのじゃないか。それ
から、減税は容易であるけれども増税はむづかし
い。景気調整機能ということでありまして、な
らば、いゝ上下対称性というのを確保していかな
ければならぬわけでございますけれども、世界じ
ゅうの財政、税制の実績の結果によりますと、や
はり上下対称性というのを確保することは非常に
むづかしいということも一つ問題であらうかと思
います。

そういうことがございまして結局、いまのよう
な財政状況のもとでは、財政の均衡を回復する
ということが当面の急務なんで、こういう財政の不
均衡を放置しておいて経済全体がよくならない
ことは、その全体の中におきましても余り類
れられていないわけでありまして、増税問題が議
論されるならば、それと並行してこの景気調整機
能という点についても真剣に取り組ま
るべき問題ではないかと思うわけでござい
ます。そういう意味で、どういふふうなこの問題をお
考えになつてゐるか、総体的なことでもござい
ますけれども、ひとつ先に御質問しておきたいと思
います。

ことではないであらう。さらには、それがかえつて
将来に向かつての投資というものを弱め、それに
よつて雇用の回復というものをおくらせる、そう
いう認識から、中期答申でもそうでござい
ます。五十四年度の税制改正答申の中にも、冒頭そ
ういふ議論がたゞさん書いてございまして、景気
調整機能について税制が議論するよりも、当面は
財政の均衡回復、それを長期的な税制のあり方と
して進めていくべきではないかという認識となつ
ておるわけでございまして。

○坂口委員 いまおっしゃいますように、当面の
問題といたしましては、現状のアンバランスを回
復することが先決問題であることは私も認めます
けれども、しかし一方において増税の問題につき
ましては、ただ当面の問題ではなしに、中長期的
展望の中で考えられてゐるわけでありまして、そ
ういふふうな意味からいいますと、やはり景気調
整機能という点につきましても、当面の問題は
当面の問題として、そしてそれを回復して中
長期的な展望の中では、やはりともに車の両輪と
して考えられていくべき問題ではないかと思つて
おります。したがういふ問題ではないかと思つて
御指摘を申し上げたわけであります。

今回の租税特別措置の改正案の中で若干関係が
あるかと思つてゐる、投資促進税の問題が若干関
係ありとするならばあると思つてゐるわけであり
けれども、私はこの問題にいたしまして、現在
設備投資というものが非常に目立っておりますか
ら、設備投資の促進という役目の議論がここに出
てきてゐるわけでございますけれども、逆に今度
はまた景気が非常に進み過ぎた場合には、これま
た逆の場合も起こつてくるわけでありまして、こ
ういふ設備投資に対する特別措置というものは
問題は、悪いときにはそれを助けるけれども、今
度はまた余りよく過ぎたときにはこれを抑え
るという働きもなければならぬと思つてゐるわけ
であります。そういう意味で、今後検討をさらに加
えていくべき問題の一つではなからうかと考えてお
ります。具体的な問題も含めてもう少しつけ加

えていただくことがありましたら、ひとつこの際
お話を承つておきたいと思つてゐます。後ほど大臣
の御意見も承ります。

○高橋(元)政府委員 本年御審議をお願いいたし
ております産業構造転換投資促進税制と申しま
すのは、昨年の投資税額控除にかえて講ずるわけ
でございます。

その考え方は、構造不況業種とかそれに伴う雇
用の問題というものに総需要管理政策で対応する
にはもう限界が来てしまつた。それで、このま
ま従前のように経済全体を財政をもつて刺激する
財政の諸般の政策手段の中で税制をそれに動員す
るといふことは、今後長きにわたつて日本の経
済なり日本の国民生活に悪い影響がある。それが
財政の破綻といふことだけではないで、金
利が非常に高騰するとか産業資金の供給の円滑
な欠くという意味で金融市場にも混乱を及ぼし、そ
れによつて民間の経済、民間の雇用というものが
非常に悪いポジションに追い込まれていくといふ
ことから、この税制改正の中では、先生から
先ほど来お話をございまして、景気浮揚を図
るために税制を手段として用いるという考え方
ではないわけでございます。産業構造転換投資促
進税制は、構造不況業種、つまり業種間の不均
衡、そういうことから起つてまいります雇用問
題といふこととどう対処していくかという構造問
題としてあらわれてゐるわけでございますから、
したがういふことで本年の租税特別措置の中でそ
ういふ意味では、経済が好況になりまして、それ
によつて構造不況業種から他の部門への転換が円滑
に行われる、または転換の必要量が減つていくとい
ふことでありますれば、税制の利用が減るという
ことであらうと思つております。これによつて
経済全般を過度に刺激するといふことにはなら
ないのじゃないかという考え方をもちつて御提案を
申し上げます。

つておくわけにまいりません。財政の再建は、税
だけの問題ではございせん、歳出全般にメス
入れなきゃならぬことはもちろんでござい
ますけれども、それにいたしまして、税の面で
だけ洗い直しをやつてみたいといふことで、それ
を基本に考えております。しかし、坂口さんも御
指摘のございましたように、やはり景気調整機能
といふことにつきましては十分これは配慮しな
いといふことは当然でございまして、特に、今日雇
用の問題が大きくクローズアップしてまいつてお
りますことだけが、私は税制でそういうことにな
つたんじゃない、これは大変なことだといふふう
に考えておる次第でございまして。

まあいまお取り上げになりました産業構造転換投資
促進税制を今度新たに入れられたのも一つの考
え方でございますが、同時に、各党からいろいろ
提案がございまして、たとえば法人税の税率を
もう少し上げたらどうか、土地再評価税とい
うのですか、法人がたゞさんの遊休土地を持
つておるからうんと高い再評価をやつて税金を取
つたらどうか、あるいは引当金、準備金につ
いて徹底的に洗い直せとかいふような御提案が
ございまして、やはり企業はそれなりに引当金、
準備金等の現行税制を頭に描いて企業の経営の
運営をやつておるわけでございまして、あまり大
きなショックを与えて経済が動かぬようになつ
たのじゃこれは大変なことでございます。しかし、
時勢にそぐわないものもありますから、それは
漸次締めるような方向で行こうといふのが今回の
特別措置の考え方とお考えいただいたら結構で
ございまして。

○坂口委員 景気調整機能につきましても、それ
ぞれまた考え方も恐ろしく異なるだらうと思
います。このことにつきましても具体的な問題はさ
え、そういう考え方をもう少し今後税制問題を考
へます場合に煮詰めていく必要があるのではない
かといふことを申し上げたわけでござい
ます。具体的な問題でございまして、今回租税特別措

置法の改正案の中に出ておられますもので、いままで私どもが何度か指摘をしておりましたものもかなりございます。その中で前進しておるものもございまして、それから全然変わつてないものもあるわけでありまして、前進しておる方は言わなくてもいいわけでございますので、変わつてないものだけ申し上げておきたいと思ひます。

一つは、何回か私この委員会でもやらせていただきました老齢者年金控除額の問題でございます。

これは三、四回の委員会でもやらせていただきましたが、去年の予算委員会に端を発しまして、主税局長にも何回か御答弁をいただきました。かなりエキサイトした場面もあったわけでございますけれども、さて、今回ふたをあげてみますと全然変わらなうで、長い間ここで議論をしたことがうたかたのごとく消えているわけでございます。また、それが一年間延期されているのかと思ひましたら、御丁寧に二年間延長をいただいているわけでございます。まして、はなはだ不本意でございます。わが党に対する挑戦かなという感じが受けるわけでございます。もう一度ここに改めて提案をし、そしてこういうふうになった経緯についてはやはり一言お聞きをしておきたいと思ひましたので、まず最初に申し上げるわけでありまして、けれども、しかしいままでと同じような答弁を聞いておりまして何にもならぬわけでありまして、前回のときにもいろいろお話を聞きました。が、この年金税について、もう税金を取るというふうなことを言っているわけではなくて、やむを得ないから控除額を引き上げるべきだ。昭和五十年にそのときの平均をとって決められたわけでありまして、それから貨幣価値も変わつてきておりますので、もう五十四年には何としましてこれには変えるべきである。今年の十二月三十一日まで現状が続くわけでございますから、それからさらに二年ということになりますと五十六年いっぱい変わらないということになるわけでありまして、現状におきまして七十八万というものが大体百十

万ぐらいの貨幣価値になっているはずでありますので、この点についてはぜひ改革を加えるべきだということを中心としたわけでありまして、しかしながら、これは変えられなかつたわけでありまして、その辺のところのお話を、時間の都合もありますので、ひとつ簡潔にお話をいたしたいと思います。

○高橋(元)政府委員 昨年の春と秋と二回、坂口委員から老齢者年金特別控除制度についての御所見を承りまして、私もいたしまして、政府の税制調査会に先生の御趣旨を御報告して御審議を願つたわけですが、その際、私も及び政府の税制調査会での御議論というものを御紹介いたします。老齢者が年金を受けておられます場合に、それから控除される金額というのは老齢者年金特別控除に限りませんので、たとえば給与所得控除もございまして、これは五十万以上でございます。それから配偶者控除、基礎控除、また御本人が老齢者でございましてから老齢者控除というふうなものも働いてまいるわけでございます。そうなりますと、老人配偶者がおありの場合には、これも昨年来申し上げておるわけですが、年金受給者の税金がかららないいわゆる課税最低限と申ししますのは、二百三十万円になるわけでございます。問題は、七十八万円をさらにふやすべきであるという御提案は、配偶者があつて老年であられるところの年金受給者が二百三十万を超えて年金収入がおありの場合、または他の事業からの収入がおありの場合ということになります。それはやはり老齢者について、年金だけが所得であるという方についていろいろ租税力の減殺要因というものは考へるといたしまして、通常の給与所得者が夫婦で暮らしておられる場合は百三十万から税金を払つていただいておりますので、そういうこととの関連から申しますと、上積み所得がさらにおありの場合に働いていく老齢者年金控除を積み上げていくということは、やはり課税のバランスということから考へますといかたがなものであるかという意見が非常に強うございます。

それからもう一つは、さらに将来にわたつての老齢者年金の受給者の数がふえてまいるということとも一つ問題があるわけでございます。それはいままでの議論ではないわけでございます。それは、も、そういう場合に年金についてどういふふうな負担をお願いをするか。これは給与所得でございしますから、しかもその掛金は全額、掛けた場合の所得税から控除されているわけでございます。それから、そういう払う方、もう一方の方については年金税制全体の広範な問題の一端ではございまして、考えますと、年金だけで所得を得ておられる方については二百三十万まで課税最低限が働くとすれば、まずまずこれによって税金を納めていただく必要はないので、他の事業所得、資産所得のおありの場合に、上積み所得、資産所得の方の税負担を軽減するという形でしか働いてこないわけでございます。したがって、今回は、税制調査会ではいろいろ御審議を願つて二年間の租税特別措置の延長はいたしましたけれども、御提案のような七十八万円をさらに増額するということについては踏み切ることができなかったわけでございます。ですので、御理解をいただければ幸ひでございます。

○坂口委員 これは理解できない。非常に長く説明していただくところは、大蔵省としてもそれだけ説明を要するほど心にかかるといふものがあるといふことだろうと思つたわけでありまして、これは老年者の年金特別控除制度によつて七十八万円までは非課税とされているわけでありまして、この控除額は御承知のとおり、昭和五十年の標準的な年金額を基準として設定されたものでありまして、五十一年の標準的な年金額を基準にして、その当時の貨幣価値でこれは決定されたものであります。それから、五十四年の時点でもこれは現在とはまた変わるわけでありまして、その間、約四年間あるわけでありまして、これはかなりな情勢変化を来すことは事実であります。ですから、その辺のところをよくしんじやくすれば、どうしてもここに改革を加えなければならぬことは、理屈の上からいましてこれは当然でございます。いまいろいろ数字を挙げられましたけれども、それは標準世帯で見ると、あるいは夫婦で見ると、か、一人で見ると、それによりましていろいろ数字は変わつてくるわけでありまして、大蔵省が一番説明するに御都合のいい人数で、一番都合のいい数字を並べられまして、それはいいわけでありまして、これは厚生省等も、私が言いましたようなことにつきましては毎年主張しているところでありまして、私は、これは厚生省の主張の方が正しいと考えている一人でございます。しかし、ここでさらに答弁をいただきますと、大体同じような答弁であろうと思ひますが、今後なおかつ検討を続けていただきたいということをお願いを申し上げておきたいと思ひます。続きまして、身体障害者雇用問題につきまして触れておきたいと思ひます。

今回の税制改正の中におきましても、障害者を雇用する場合の機械等の増価償却というものを二年間延長するといふことが決められております。このことにつきましては、それなりに適切な措置であるかと思ひますけれども、身体障害者をたえば会社の中で半数以上雇われるような企業があつてこつち出てきたわけでございますけれども、最近、そういうような企業がふえてこない、むしろ減つてきている現状にあるのではないかと私も考へておるわけでございます。こういう非常な雇用が不安定で、そして失業者の多いときでありますから、身体障害者の皆さん方が特に働く場所がないことは、これはもう想像以上であらうと思つたわけでありまして、そのことを考へますときに、特に身体障害者の方をあるパーセント以上お雇ひになりますような企業に対しては、もう少し何らかの措置をしてしかるべきではないかといふことでもございまして、このことにつきましても、私、何度か指摘してきたところでございます。福田前総理が大蔵大臣をしておみえになる

ときでございましたか、今回のこの減価償却の問題に手をつけられまして、これで一遍二、三年様子を見たい、そしてこれによって効果が上がらなければ次のことを考えたい、こういう答弁をされたことを記憶いたしております。この償却制度ができましたから、ここで四、五年たつのではないかと思いますけれども、社会情勢もありましていかとも、私はこれが身体障害者の雇用を助けるという意味では余り役立っていない、もう少し何らかの措置が必要なのではないか、こういうふうに考えているわけでございます。

まず、労働省の方お越しいただいておられるので、現状の数字等ございましたら、先にお聞きをしておきたいと思っております。

○田淵説明員 先生御承知のとおり、身体障害者の雇用につきましては、民間企業においては一・五%の雇用率が義務づけられております。その達成状況を毎年六月一日現在で報告を求めています。それによりますと、昭和五十二年の六月一日現在では実際の雇用率は一・五%に対して一・〇九%でございます。それが昨年の六月一日現在では一・一%、若干ふえておりますが、ほぼ横ばいの状況で、現下の厳しい雇用失業情勢の中で私ども行政的に努力をいたしておりますが、なかなか雇用が伸びていないといったような状況にございます。

○坂口委員 再度お聞きをしておきたいと思いますが、その程度につきましては身体障害者の中で等級別になっておりますか、それがもしもわかりましたら教えていただきたい。

○田淵説明員 障害等級一、二級は重度と申しておりますが、重度障害者については一人雇用すれば二人にカウントするというようなことで、重度障害者の雇用をより図るシステムにしておりますけれども、実際は重度の障害者の雇用は非常に困難な状況にございまして、数は比較的少のうございます。

○坂口委員 障害者もいろいろございまして、特に重度の方々についてはなかなか雇用の機会の

ないのが現状であろうと思っております。

それで私どもは、身体障害者を半数以上お雇いになっておりますような経営者の皆さん方ともよくお話をするわけでございますけれども、やはり現状において、この競争の激しい中で障害者の皆さん方を半数以上雇用をして、そして経営的に成り立たせていくのは非常に困難を伴う、こういう経済状況下で、経営努力を一生懸命やっているけれども、しかしそれにも限度がある、なかなかわずかしい、われわれのいわゆるボランティア精神だけでは支え切れないものがある、こういうお話を再三伺うわけでございます。しかし、そういうふうには現在おやりいただいております皆さん方は、そういうむずかしい経済状況の中にあるにもかかわらず、なおかつ一生懸命御努力をいただいているわけでありまして、そのことに対して私どもは心から敬意を表するわけでございますが、しかしさりとて、そういう皆さん方が自主的にやりをいただいているからといってそれだけに頼って知らないふりをしているわけにはいかない。やはり政治の場におきまして、この身体障害者の雇用対策について考え、そしてまた、現在努力をしていただいております経営者の皆さん方に対してもある程度報いが必要があるのではないかと、いうふうに、私はいままで主張してきたわけでございます。そういうふうな意味で私は、まあいろいろ方法はあると思うのですが、これは大蔵省の方も一度検討をするときに来ているのではないかと、こういうふうに思いますが、いかがですか。

○高橋(元)政府委員 いまお示しの事柄につきまして私ども、障害者の雇用を促進していくという政策目的は非常に重視をいたしておるわけでありまして、そこで四十八年にこの身体障害者を多数雇用する企業の増進制度を設けいたしました。その後現在に至るまで、これにつきまして雇用割合が当初三〇%でありましたものを五十一年に二〇%に下げたわけでございます。したがって、身障者を二割以上雇われた方には割増償却の適用があるということにいたしております。それ

から割増償却の割合も、現在四分の一でございますが、五十三年に建物三分の一ということにいたしました。割増償却のメリットを大きくしておるわけでございます。

そういうことで、税制上はかなりあれをいたしておるつもりでございますが、この制度は、身体障害者を多数お雇いになる場合には、工場のレイアウトとか、それから身体障害者の方でも安全に御使用になれる機械の設置とか改良とか、そういうことにかかり増しの設備投資が必要でありまして、その設備投資を増し償却によって軽減をいたしまして、身体障害者を雇用される場合、さらに特定重度障害者をたくさん雇う場合、さらには場合によっては、恐らく歳出の問題であるかといふと、それはいま坂口委員お示しのようないつかいときましては、恐らく歳出の問題であるかといふふうには考えるわけでありまして。本年の予算で特定重度身体障害者等雇用管理助成金というものが新設されました。年額百二十万円、二年間事業主に対して助成金を支給するというもので、特定重度障害者の方の五千人の雇用増というのを見込んでおるわけでございます。

二割以上身体障害者を雇用される場合には、割増償却が四分の一であり、建物三分の一でございますが、五割になればさらにそれがふえていくというふうな、税制上いろいろ対応していくのも御提案の一つのお考えとは思いますが、私どもは全体の身体障害者対策として税制を活用いたしますのは、租税特別措置を非常に整理しております。状況の中でむしろ、四十八年以来この制度を拡充してきておるわけでございますから、これはこれとして継続してその成り行きを見守っていくということであろうかと思っております。今回導入されました歳出面の措置というものとあわせて、身体障害者の雇用問題に対してさらに将来の展望を持ちたいというふうに考えておる次第でございます。

○坂口委員 そういういろいろの処置のあること

はよく存じておりますけれども、現在の処置がかなり前向きのものであるかどうか、そしてまたこれで足りている状況であるかどうかということについての評価、これは分かれるところでございます。現実問題といたしまして、労働省からも先ほど数字が発表になりましたけれども、少なくともパーセントを有意に上げる状況にはなっていない。これはこの税制だけが関係しているわけではなくて、いろいろもろもろの状況がありますから、この税制だけに雇用のパーセントをかこつておるのはこれは断じてございまして、なかなか現在のまでの減価償却ぐらいでは十分に機能しないのではないかと、いうふうな気がするわけでございます。したがって、四十八年当時と比べても、この減価償却だけでは限度があるというふうに思っています。

身体障害者を雇用いたしますときに、そして最初に企業を開始いたしますときには、やはり機械器具等も一つ一つの人々に合った形でつくらなければなりません。したがって、設備投資というふうな面におきまして、普通と違っていて非常に金がかかるわけでありまして、また、全体の工場の設備その他を見ましても、身体障害者に合うようにいろいろ工夫をしなければなりませんから、そこに金がかかることもこれは道理でありまして、そのために減価償却ということが役立つことは私も認めますけれども、それだけではなしに、いわゆる企業の生産なら生産が軌道に乗った後においても、なおかつ生産高その他におきましては、ノーマルな人を雇っておられますのとはかなり差が出ることは事実でございます。その辺のところをやっていくかと思っております。身体障害者に非常に酷な給料を支給することによってその会社が生き抜くのか、それとも経営者がかなり負担をするか、二つに一つしかないわけでありまして、現在、身体障害者に対する報酬を見ましても、非常に厳しい情勢にあるわけでございます。その辺のところを考えますと、普通の企業経営にお

きましてもう少し何らかの方法が必要ではないか。したがって私は前に、たとえば法人税その他について何か考えられないかということをお願いしたら大蔵省の方は、そういうことは税制上なじまない、こうおっしゃるわけでありませう。なじむのがどういふことなのか、なじまないのがどういふことなのか、私もよくわかりません。わかりませんが、なじむ、なじまないの問題ではなしに、少なくとも今後早急に検討課題に入れていくべき性質のことではないか、こういうふうに思います。大臣、御答弁をいただきたいと思ひます。

○高橋(元)政府委員 大臣から御答弁のあります前に一言申し上げさせていただきますが、この割増償却の制度というのは、それぞれの企業が身体障害者をお雇ひになつてどういふ初年度投資をなさるか、それによつてかなりメリットが變つてくるわけでございます。私の手元に数例ございますけれども、その中で拝見いたしておりました。ある企業では、本来納付されるべき法人税額が九十三万円であるところ、四十八万円軽減になつておるといふようなケースもございます。このケースは、お示しのように従業員総数の過半を身体障害者によつておられるという場合であります。こういう場合には、割増償却としてはかなりこれは効果を發揮しておるわけでございます。

企業規模が大きくなりますほどこういった軽減法人税額の割合が下がつてまいりますが、これはもうやむを得ないことだと思ひますが、かかき増しの経費について、さらに実際にかかつていく経費以上に経費を見てやれとか、それから本来収入があるものを、収入の一部を引いて所得から控除していくようにというふうな、坂口委員のお示しのことをせんに詰めますとそういう税制上のテクニックにならうと思ひますけれども、これはたびたび前任者、前任者等からお答えを申し上げておると思ひますけれども、そういう場合に収入をさらに減額し、経費をふやしてやるというふうなことを税制でやるにはこれは限度がございます。そこで先ほど申し上げましたような、歳出面で雇用助成

金ということと新しい制度が導入されたわけでございますから、財政上身体障害者の雇用対策というのを進めてまいるとしまして、その手段につきましてこれ以上税制で——私も十分毎年毎年特別措置の内容等につきまして、効果のあるものはふやし、効果のないものは減らしていくというところで検討いたすわけでございますから、その一環として毎年検討の対象になることではもちろんでございますけれども、一般的にいまお示しのような方法で対応することには、かなり困難な事情があるということをお答え申し上げておきたいと思ひます。

○金子(一)國務大臣 いま主税局長から申し上げたとおりでございますけれども、身体障害者の雇用率がなかなか伸びないじゃないかという問題、これは私も重大な関心を持っております。ことは私とも重大な関心を持っております。このことはそういうような意味から、特に財政的な措置も講じたわけでございます。まあ税だけで全部この問題を片づけるわけにいかぬことは、これは御承知のとおりでございます。特に身障者の職業訓練の問題や職場内部におけるマネージの問題や、いろいろな面からこの問題の改善を図つていかなければいかぬので、その総合的な一環として税制についてもこれからは十分見直しをいたしますけれども、ことしのところはひとつこれで御勘弁いただきたいということでございまして、この問題につきましては、主税局長申し上げておるとおり、常に見直しを進めてまいりたい。財政措置もある程度大幅にふやしました点だけでも、まあ政府のこの問題に対する取り組み方をひとつ御理解いただきたいと考える次第でございます。

○坂口委員 それじゃ大臣、ことしもう一年この現状を見ていただいて、そしてなおかつ身体障害者の雇用が伸びないということになるならば、来年においては根本的に見直すということをお約束なさいますか。

○金子(一)國務大臣 いや問題は、伸びない原因が那邊にあるか、それは税制だけじゃないと私は

思うのです。そこら辺もあわせて総合的にひとつ検討させていただきたい、こういうふうに申し上げるわけでございます。

○坂口委員 よくわかつております。税制だけではないことは私もよくわかつておりますが、税制も含めてひとつ御検討をいただきたいと思ひます。

さてそれでは次に進ませていただきますが、社会保険診療報酬課税の問題につきましては、すでに私の方の同僚議員の貝沼君からも御質問をさせていただいたところでございますが、今回ここに改正案が示されました。この改正案につきましては、私の考えておりますことを二、三申し上げまして、そしてまた大蔵省の今後の御意見というものも聞かせていただきたいと思いますわけでございます。

この社会保険診療報酬課税の問題は不公平税制の最たるものであるという発言が、大蔵省からいまでも出ておつたわけでありまして、大蔵省がそういうふうな形でお取り組みになつたこともよく存じておりますが、しかしその中で、私いつも不思議に思ひますことは、この必要経費率といふものについて大蔵省が余り確たる資料をお持ちになつていなかったことでございます。このことにつきましては、以前にも私質問をさせていたことがございまして、今回予算委員会におきまして、内科の場合必要経費率五二%、外科系統で五五%、産婦人科で六〇%という数字が示されまして、非常にアバウトな数字が示されたわけでございます。これだけ騒がれた問題でございますし、また今後さらに改正を加えていかなければならぬわけでありまして、そのためには、やはり基礎的な資料だけはきちと整えておかないと、さらに議論が煮詰まらない問題ではないかと思ひます。

〔委員長退席、綿貫委員長代理着席〕
そういうふうな意味で、必要経費率についての調査がいままでなせう少しはつきりできなかったのかというところについてお伺いをしたいわけですが、これは大体、会計検査院等の調査もある

るのでこれで十分だといふふうにお考えになったためか、あるいは必要だとは思つていただけたけれども余分なかつたからできなかったのか、いろいろあると思ひますが、その辺はいかがでございますか。

○高橋(元)政府委員 いろいろの理由があるわけでございますけれども、私も課税資料というのは、毎年税務の執行上得られる資料があるわけでございます。その中で経費率等も、それは私も判定できる限りで把握して、連年それを見ておるわけでございますが、それをなぜ御公表申し上げられないかという点につきましてひとつお断り申し上げておきますと、白色申告、青色申告を通じて七二%の概算経費率が法定されておるものでございまして、したがって、実際にどれだけの経費がかつたかというところの御申告がない、そのケースがほとんど申しますか過半数でございます。そうなりますと必然的に、青色申告者について経費の明細の記帳がある方について、それは私も集計ができますので、私もそれを見ておるわけでございますが、経費の明細がなく白色申告をしておられるという場合にはそれじゃどうだろうかということになりますと、これはもう私もわからないうちかと思ひます。いまの課税サイドからはわからない。そこで、いろいろ推定を重ねて調査の精度を上げるように私も工夫をいたしております。それによつて課税資料から必要経費率が大体、会計検査院でこれは千六百何件でございますが、五十一一年の申告によつて社会保険診療報酬一千万円以上であつてかつ青色の方というところでお集めになった、その結果が五二%でございますが、私もいま申し上げたようなところで課税資料からある程度の推定を加えまして、できるだけ客観的に必要経費率を把握しております。そこで私も、五二%というものをもちつて経費率の平均であるというお答えをいたしておるわけでございます。

今後とも、お示しをいたしますし、診療報酬の課税制度についていろいろ勉強をもちろんいたしていかねばならないわけでございますから、そういう面で必要経費の内容及びその収入との関連について、さらに検討を深めていきたいというふうに考えております。

○坂口委員 明らかに資料を出していただけないと、さらにそこいろいろの疑惑も絡むわけでございまして、必要経費率のその数字が発表されるのであるならば、その裏づけになるものはやはりある程度お示しをいただく必要があるのではないかと申すわけでございます。会計検査院の資料につきましては、社会党の佐藤議員から前にこの委員会におきましていろいろの指摘がございまして、その非常に不備な点も指摘をされたわけでございしますが、ああいうふうな資料が一方にございまして、統計上変え得ないのではないかと申すような議論にもなり得るわけでございまして、もう少し統計上変え得る資料が大蔵省にあるのならば、やはりその平均数値だけを示さずに、その根拠なるものと同じに明示すべきではないか、こういうふうに思うわけでございます。

皆には示さないけれどもわれわれは持っているといういま御発言でございますが、前にここでお聞きしましたときには、会計検査院の数値がある、そして国税庁の方は私が聞きましたらないというところであつたわけでありますけれども、国税庁がないものは私どももない、こういうお話でございましてけれども、きょうは、いやそうではなくて、われわれはやはり持っている、こういう発言でございますが、もしも大蔵省がその辺の数字をお持ちになつていて、そしてその平均値だけをお示しになつていて、そしてその平均値だけ、やはりその裏づけになるものについてはある程度明らかにしていただく必要があるのではないか、こういうふうに思うわけでございます。

それで、いま御指摘になりましたように白色の場合にはなかなか出にくい場面もあらうかと思ひますが、しかし問題になつておりますのは白色の

ところであるわけでございしますので、これも全国にアトランダムにピックアップをいたしまして調べようと思ふは調べ得ることでありまして、その辺のところも、もしもあるのならばわれわれにお示しをいただきたいと思うわけでございします。いま私が申し上げましたのは必要経費についてでございますが、この医療につきましては、私も一つ標準経費という考え方があつたというふうに思つております。これは税制はどうしても公平でなければならぬことはもう言うまでもございせん。税制の公平は最も必要なことでございせんけれども、しかし、それによつて医療水準が低下することがあつてもまた困るわけであります、この税制の公平と医療水準の維持という二つの目的が達せられなければならない問題ではないかというふうに考えております。そういう意味で、税制の公平と医療水準を維持するということを考えました場合に、たとえば今回五二％という数字が出ましたので五二％を一応例にとりまして、五二％の必要経費であるということとそこに税制が施行される。そういういたしますと、どういたしましても必要経費は五二％以内でおさめようという動きがそこに起こるであらうと思うわけでございします。しばらくいたしますと、必要経費はたとえ四八％なら四八％ぐらいであるというまた平均が出てくる可能性がございします。そうしますとまた、その四八％よりもさらに低い必要経費でやつていくという動きが医療機関の中に起こることは否定できないと思ひます。そうしますと、この必要経費としまして現実とが悪循環を繰り返すというところになる可能性もございまして、これが普通の会社でございまして、それで経営効果が成り立つておればいいわけでございしますけれども、しかしながら、医療の場合には経営効果ではなくて、もう一つ医療効果がそこに要求されるわけでございします。この医療効果としまして必要経費の関係をどう見るかということ、今後のこの税制を考えたいく上で非常に重要な点ではないかというふうに私は考えております。そういうふうな意味で私

はきょう、平均必要経費というものに加えて、少なくとも最低限これくらいはなければならぬという最低の必要経費、あるいは標準必要経費というふうに申し上げてもいいと思ひますが、そういうものの考え方もやはりなければならぬのではないかと申すことを指摘をしたいわけでございします。

たとえば一例を申し上げますと、注射器及び注射針がございします。昔でございしますと、この注射器や注射針は、毎日それを洗ひまして、そしてまた煮沸消毒をいたしまして翌日また使う、針が切れなくなつたら次に使える、こういうことを繰り返していたわけでございしますけれども、最近のうちに肝炎等の原因を探つていきますときに、そういう一人の人の体の中に刺したあるいは血液を抜いた、そういう注射器でもつてまたほかの人の体にそれを刺すということは、いかに煮沸をいたしましても消毒をいたしましてもそのウイルスは死なないということになつておりました、これはやはり一人一人使い捨ての注射器または注射針を使うべきだということになつてきておることとはもう御承知のとおりでございします。しかしながらそれをやらずに、いままでと同じように注射器や注射針をそのまま使ひましても、これはやつていけないことはないわけでございまして、必要経費を少なく済ませようと思ひますと、いままでと同じように注射器や注射針を消毒をいたしまして何日間も何回も使うということにした方が、これは必要経費はうんと安くつくわけでございします、これは一例でございしますけれども、しかしそういうことをやつておきますと、これは医療の水準というものをかなり下げるわけでございまして、そのことによつて多くの血清肝炎その他の肝炎患者をつくるということになりかねないという一面がございします。

でありますから、必要経費というものは、現在の必要経費がこうであるからそれでよかれというわけにはいかないのではないかと、もし必要経費を非常に下げている医療機関があるとしたら

ら、その医療機関についてはやはりその必要経費を上げてもらうようにしなければならぬ、そのことを医療機関にお願いをしなければならぬというところになるのではないかと申すわけであります。私はよくわかりませんが、たとえば平均の必要経費としては五二％である、しかし、いろいろ厚生省その他医療機関等で検討して、内科なら内科で一日五十人なら五十人の外来患者があるところの必要経費というものを計算したら、たとえば看護婦さんなら看護婦さん何人置かなければならないとか、あるいは薬代にはこれだけ使わなければならないとか、あるいは光熱費はこれだけとかいろいろ積み重ねて、やはり必要な最低限というものを考えたらやはり六二％なら六二％は要するというところになるのであるならば、私は五二％で税制を行うということよりも、その低い人についてはやはり医療機関に必要経費を上げてもらうことを行わないといけないのではないかと。そのときにこの必要経費というもののから、いわゆる税制の公平とそして医療水準をある程度維持するということの双方がそこに達成されるのではないかと、こういうふうに私は思うわけでございします。

これは私の考え方でございますけれども、このことについて、厚生省の方にもお越しをいただいておりますので、何か御意見があれば承りたいと思ひますし、大臣からもお伺いをしたいと思ひます。

○森嶋明員 厚生省でございしますが、いま先生の必要なものは標準的な経費というふうな考え方と適正な医療を確保していくというふうな御指摘というものは、私どもにとりまして非常に有益な御意見として今後いろいろ勉強させていただきますと思つておりますが、ただ、この必要経費というものを考えます場合に、実際の医療内容のほかにいろいろの要件、たとえばその医療機関の建物だとか設備の償却状況だとか、あるいは要員の年齢構成だとか、あるいは医薬品の購入姿勢であるとか、そういうふうなことでいろいろの影響が出てくるものではないだろうか。ですからその

は今日まで一人法人については認められていないか
ったというようにございいます。

○坂口委員 いま述べていただいたような理由だ
けならば、一人法人の認められないという理由は
非常に希薄であって、私はこれはもう少し前向き
に検討されてしかるべき問題ではないかと思いま
す。もつとほかに重要な、これに対してそれでは
いけないのだという意見があるのならばこれはま
た話は別になりますけれども、いま御指摘いただ
いたようなことだけがその主な理由であるのなら
ば、私は一人法人制というものについてもより検
討をしてもらわなければならない問題ではないか
と思います。この一人法人制の問題になりました
ときに、それはそれなりに、相続税の問題でござ
いますとかいろいろな問題がまた問題になること
も事実でございいますけれども、そういうところ
から派生します問題はさておきまして、やはり医療
というものはもう少し公的な内容でございいますか
ら、それにふさわしい内容に整えていく必要があ
りはないかという意味で指摘をしているわけで
ございいます。

この法人問題につきましては、一人法人の問題
と、それからすでに医療法人になっておりますと
ころの医療法人の相続税の問題と、これは常に繰
り返されてきている問題でございしますが、私は今
後のこの医療と税制のあり方、この双方から見ま
して、これらの問題もひとつひくるめて一通考
え直して検討するときに来ているのではないかと
たえば病院の場合に、同じ診療を行ない同じ医療
を行っておりまして、医療法人と特別医療法人
とは税率も違いますが、また公的な機関と私立の
機関とがあるわけでございいます。しかしながら、
そのやりやすさ内容につきましても全く同じことが
そこに要求されるわけでありますし、また同じで
なければいけません。今後検討を加えないと、医
療の中にひずみを固定化させる結果になるのでは
ないかと思ひますが、その辺のことについて大臣
の所信を伺って、最後にしたいと思います。

○高橋元三政府委員 いま医療に対する課税の方
法といたしましては、開業医の場合でございま
すけれども、医療を営んでおられる方が個人であ
るか法人であるかということに従ひまして、個人で
あれば所得税の課税、法人であれば法人税の課税
をお願いしておるわけでございしますが、中には、
個人で特別措置法でいいますところのみならず法人
課税を選択される方が若干ございいます。しかし法
人の場合に、医療法人の現行の医療法の規定をど
うするかという問題がございまして、基礎法で
法人と認められれば、これは法人税の課税をして
いくということになるわけでございしますが、その
場合に、四〇％課税をする医療法人の系統と二
三％課税をする特定医療法人の系統、さらに公益
法人の医療保健業で二三％課税をする場合、その
三つの場合がございいます。

その場合に、二三％課税の公益法人とは同じ
内容の、たとえば医療の診療費が低額であるとか、
企業支配が及ばないとか、残余財産が出資者
に戻つてこないとか、それから一定以上の経営規
模といひますか医療保健の規模を備えておると
か、そういう方について特別措置法上特定医療法
人制度を設けております。これは同じことをや
っておるのではないかとおしやれば同じ医療内容と
いうことになるのかもしれませんけれども、医療
費が低額であり、かつ現在の医療経営について出
資者の支配が及ばず、それから相当程度以上の規
模を備え、残余財産についても全くもとの出資者
に戻つてこない、こういう非常に厳格な要件を付
して公益法人に類似した課税をしておるわけで
ございいますから、そこは公益法人課税と営利法人課
税と二本立てで法人税制ができています以上、特定
医療法人に全部の医療法人を持っていってしまう
ということではできないのではないかと思ひます。
先ほど来お示しのあるように、税制は所得
に対して公平にかかるといふことを基
本としながら、税制によって医療の内容が悪い方
に乱されることのないようにというお示しでござ
います。私もさきように考えて今回特別措置法

の改正を御提案申し上げておるわけでございま
す、今後ともいろいろ勉強はしていかなければな
らないと思ひますけれども、基本にありますの
は、やはり税の公平をどうやって確保していくか
ということとございまして、それに医療に關する
特殊分野の問題でありますだけに、医療の運営が
公益に従つて行われるということはどういうふう
に取り合わせたいかという工夫の問題であろ
うと思ひます。そういう観点から、今後とも社会
経済の実態に即して勉強していきたいと考える次
第でございいます。

○坂口委員 大臣に御答弁いただきます前にもう
一言だけ申し上げておきたいと思ひますが、医療
法人に対する税制の問題につきましては、これも
私、大分前になりますけれども、この大蔵委員会
でやらせていただいたことがございいます。ちやう
どきようお見えになります森議員が政務次官であ
りましたときにこの問題を取り上げまして、大蔵
省の方でもいろいろ御検討いただいた経緯がある
わけでございまして、税制の側からも見ますと、
いま主税局長が御答弁になりましたようなことも
一面から言えるわけでございしますけれども、医療
の側から見ました場合には、その規模等につきま
しても、特別医療法人だから特に大きいとか医療
法人だから小さいとか、あるいはその内容につい
て、特別医療法人だから特に充実しているとかあ
るいはしていないとかいうようなことは、いまの
ところなくなつていくわけでありまして、その内容
たるや全く差がないというのが現状ではないかと
私は思ひます。なおかつ、そこに、その医療法人
あるいは特別医療法人ができる法的な根拠によつ
て、あるいはそのよつて立ついろいろな条件だけ
によつてそういう差をつくるというところは、現実
の医療の側から見ればやはりひずみをつくること
になりはしないか、こういうふうには思ひます。
でございします。そのことをあえてもう一言つけ加
えまして、終わりにしたいと思います。

○金子(一)國務大臣 坂口さんが先ほど来御指摘
の点は、大変古くても解決のむずかしい問題
と私どもも考えておるのでございします。ほつたら
かしにしておるわけではございしませんけれども、
主税局長先ほど来申ししておりますように、大変厄
介な問題でございまして、特に一人法人の問題
は、実体法と申しますか基本法と申しますか、一
人法人の医療法人化を認めるかどうかというその
上に乗つてこつちが課税をしなければいかに
問題でございします。で、前々から厚生省ともい
ろ議論をしておるような問題でございしますが、
解散した場合の財産の帰属がどうなるか、やはり
これは考えなければいかに問題でございしますが、
そういった問題もあわせてこれから十分研究だ
けはさせていたいただきたいと思ひます。

○坂口委員 ありがとうございます。
○綿貫委員代理 午後二時三十分再開するこ
ととし、この際、休憩いたします。
午後二時三十分休憩

午後二時五十分開議
○加藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。
午前中に引き続き質疑を続行いたします。伊藤茂
君。

○伊藤茂委員 きょうも朝から御苦勞さまで
ございします。大臣もお疲れだと思ひますが、済み
せん。最初に大臣にちよつと大所高所のお話をお
伺ひしたいのです。
いままでの審議にございましたように、財政危
機、一般消費税また税の不公平は正がどうか、国
民世論はかつてないほど税に対する感覚が強ま
つていくというときだと思ひます。ただし、税
と国民と申しますか、税金と国民の意識といいま
すか、そういうものを考えますと、日本の場合に
は、典型的な市民民主革命というものがなかつた
といひます。やはり明治以来、取る者と取られる者
という構造は基本的には変わつていないといひ
今日の状況ではないだろうか。やはり一つは、明
治の租税制度から始まった歴史がそういうことに

させたのだらうと思ひますし、ただこのままでいきますと、国民が社会のために、また自分の住んでいる地域のためにどう貢献をしていくのか、あるいは自分の支払った税金で社会がどうなっているのか、あるいは自分の子供が安心して生きていくのかという感覚を持たないで、取る取られるという形の税の意識というのは私は非常に大きな問題だと思ひます。そういう中で増税問題、いろいろな意味で私は政治のあり方として考えなければならぬ点が多いんじゃないだらうかという気が非常にいたします。

そういう面からいって、一般消費税の問題を見ましても、取る取られるという感覚の構造、そういう中で議論をされているということではないだらうか。税と国民、あるいは国民の参加、あるいは国民の意見を広く聞いてそういうことについての理解を求めていく、国民的な合意のもとに今後の税を執行していく、まあ税と民主主義と申しましようか、そういう視点でのいままでとは違つた、いままでのシステム以上に一つの何か新しい努力をしなければいけない。それがなければ、税に対する感覚も、あるいはまた財政危機に対する理解も生まれにくいことではないだらうかという気がいたします。特に大増税計画を担当する大臣として、いろいろとお考えになることも多いんじゃないかというふうに思ひますが、その辺をどう考へて改革をしていくのかということをまず最初に所見をお聞かせください。

○金子(一)国務大臣 伊藤さんのおっしゃるとおり、明治の維新というのは一種の革命ではございましたけれども、むしろ何というか、本当の意味の民主主義になりましたのは戦後のことでありますけれども、それがおつづけられた民主主義でありましたために、自分の責任で自分のことをやらなければいけぬのだという物の考え方が日本では戦後三十数年になつたけれども育つておりません。地方は国に万事おんぶすればよいじゃないかという気持ち、国全体としてはどこかの国におんぶすれば何とかやってくれるだらうというきわめ

て安易な考え方で戦後長い間推移してまいりましたから、税につきましても全く同様の考え方が残つておると思うのでありまして、できれば安いにこしたことはない、しかし仕事はひとつお上りやうてくれよ、この考え方が続く限りは、私は本当の意味で日本の民主主義はなかなか育たないかと考へております。そういう意味で、恐らく最近ほどの増税議論というものがやかましく取り上げられておる時代はないと思うのです。私はこれは一つの大きな前進だと思ひるのでございます。

たとへて申し上げますならば、これから一番問題になつてきます福祉の問題でございましてけれども、高福祉は求めるけれども負担はいやだよという意見はもう許されないとことんの時代まで来ておるわけでございまして、私も、新年度の税制改正だけじゃございませんで、予算編成に当たりましては、極力中身をさらけ出して、こういう状態になつておりますよ、みんなでひとつ考へてくださいますよ、私もこれはどういう方向で片づけなければいけぬと考へておりますよということ、素材も提供しながら御意見を承り、何とかそれをまとめていきたいということ、いろいろな改正案をいま出しておるような次第でございいます。

○伊藤(茂)委員 大臣も非常に真剣にお考へになつておるということはわかりましたが、そういう気持ちでどう具体化していくのかということだと考へるのです。そういうようなことを考へますと、大臣を初め大蔵省の皆さん本当に有能な方々がそろつていらつしやるわけですから、山の高いところから市民に向かつて、説教と言つては大変失礼ですが、説明をするという姿勢ではなくて、やはり何か国民諸君、国民とともに考へて山を登るといふか、そういうふうなあり方が具体的に国民の目に映つてくるというふうなことが大いに必要なんではないだらうかという気がいたします。そうでないと、税と国民という意識は全然変わらぬ。これは国家として民主的でも近代的でもない形のままひずみがたまつてしまふ

ということになりかねないということではないだらうか。

そういう意味で言ひますと、たとえば税調にしてる財政制度審議会にしろ、それぞれの活動がなされておりますが、税調の小倉さんはりっぱな方です、財政審の方はどうも日経連の会長が主にやつておるということでは私はいつも大分ひかかるのですが、それはそれとして、従来のシステムのまゝやうていくというだけではなくて、ひとつここの国民に姿勢を示すというよりも、やはり国民みんなの参加で財政なり税を考へていくというふうなことを具体的に必要があるのではないだらうか。たとえば今国会が終わつた後、また昨年と同じような形で税調の皆さんが一生懸命、大蔵省の皆さんがつくつたシナリオの上と申しては失礼かもしれませんが、その上に立つて一般消費税の具体化の作業を進めていくというだけでは、そういうパターンの延長ではだめなんじゃないかというふうな気がいたします。ですから、システム全体について新しい発想を、しかもこの時期に具体化をするということが必要ではないかというふうに思ひますが、先ほどのお気持の延長線でいかでございませう。

○金子(一)国務大臣 御提言、これも十分尊重しながら、そういう線で何とかPRしてまいりたいと考へております。とにかく私どもとしましては、比較的いままで使う方に重点が置かれて国会審議されてきたものが、今回は予算の歳入から歳入の問題から全面的にひとつ見直そうじゃないかという気持ちで各党がいろいろ御議論を賜り、貴重な御意見をいただいていることに対して、深く敬意をあらわし、また十分それぞれの皆さんの御意見を尊重しながらこれからやうてまいりたい、こういうふうに考へておる次第でございします。

体化の方法が非常におくれているんじゃないかという気がいたします。たとえば私も衆議院で伯仲時代というときに国会に出させていたいて勉強させていただいておりましたが、特にそういう中で一昨年の修正があり、あのときには政府の方も与党の方も、予算編成の前段階には野党あるいはいろいろな代表の方々のお話を聞いて、またそういう議論などした上でやうていくんだというふうなことの語がございました。去年は形ばかりということだったわけですが、何かそういうふうなことがこしに入つてむしろ一歩後退しているんじゃないかという気がするわけです。それは、また今度の予算編成にしてもお役所のペースで進んでおるんじゃないかというふうな評論もなされております。私は、やはりそういう経過ではなくて、税問題、予算編成全部含めて前向きな改革の努力を示されるということが必要ではないかということを感じるところです。一般論ですから御回答はもう結構です。

それで、議題に関連をいたしまして御質問させていただきます。いままで二、三話題にもなつたようですが、この不公平税制の是正ということに関連をいたしまして、これは革新勢力だけではなくてさまざまなところからいろいろな議論が起つておる。私はそれ自体非常にいいことだと思ひます。ただ一つ関心を持ちましたのは、御承知の日本経済調査協議会、日経調ですか、「これからの税制と租税負担のあり方」というふうなレポートを出されております。明日また参考人でも来ていただくようですが、いろいろ細かい具体的な中身は別にして、財界の側あるいは経済界の側からも、この高度成長から低成長に移つた経済条件の中で、税制はどうあるべきなのかあるいはまたこれからの税制の基本的な姿勢というものをどう考へるべきなのかというところから始まつていろいろな議論の提言がなされております。その中で私、財界の方々から見てこういう提言が出ておるんだと思つてちよつと感銘深く読んだんですが、いわゆる河野委員会協

力者氏名というのを見ますと、新日鉄とか山一証券とか日本鋼管の会長さんとか、トップクラスの財界の指導的な方々がいらつしやるわけですが、その内容を読んでみますと、非常に率直にまた大胆に今日の経済条件の中で税に対する態度の改革というものが求められているということが提起されております。

たとえばこの租税特別措置の関係の面でも、法人税に関する当面の課題の中でこの租税特別措置の整理合理化が重要である。そしてまた、内部留保の充実、企業体質の強化、技術の振興などがその代表的な例であるけれども、それらは明らかに企業を税制上優遇する結果となつてきている。これからのことを考えた場合に大胆に見直しをする必要があるんじゃないか。経済社会環境が変化すれば、当然に既存のものは再検討される必要がある。資本蓄積、内部留保の充実といったこれまで重視された政策目標のために税制を活用する時代から変わつてきている。したがって、これらの目標に関連する各種の準備金とか特別償却制度などは廃止もしくは縮小すべきであるというふうな見解、それから医師優遇税制などにいたしまして、政府の方ではようやくここまでという気持ちで非常に強いようですが、速やかにその特例を撤廃する方向に踏み出すべきであるというふうなところか、財界の立場からもうそういう考え方を示されて非常に興味深く拝見をいたしました。

そういう面を考えると、いま提案をされている今度の租税特別措置に関する問題、若干の改善は前と比較してあるわけですが、これらをさらに抜本的にやっていくというふうなことが、単に労働組合とか野党だけではなくて、財界の方からも強く出されている、時代の要請とされているというふうなことではないだろうかというふうに思うわけでありまして、それらについての御所見をお伺いしたい。

○金子(一)国務大臣 伊藤さんは若干の改正というか前進とおっしゃいますけれども、いままでのあれに比べれば相当の前進で、本日に改革の第一

歩のメスを入れた、こういうふうに御理解いただきたいのです。何せ初年度ですから十分手が回らなかったことがある点は十分認めますけれども、今後ひとつ奮勇をふるって財政再建のために全力を尽くしてまいりたい、かように考えております。

○伊藤(茂)委員 それでは、提案されている内容の中で、今回取り上げられているものの中で二、三お伺いをしたいと思います。

一つは、特別償却に關係をする問題であります。

今回幾つかの問題について特別償却の改廃といいますが取り扱いがなされております。それで、その中の主要な問題について、総括といいますか、いままでどういう貢献をしてきたのか、あるいは今回廃止することがどういう意味を持つのかというふうなことをお伺いをしたいわけでありまして、特に、たとえば民生関連設備の特別償却とか、あるいは工場立地法に基づく認定を受けて云々というものと、中小企業近代化促進法に基づく承認を受けて合併した場合の清算所得に係る課税の特例とかございます。何か聞くとこころによりまして、これらについても該当例が余りない、またほとんど利用例がなかったというふうなことも御説明の中で伺うわけでありまして、そういう実態なども含め、あるいはまた通産省から持ち込まれる場合が多いんだと思いますが、こういうものを一つ一つ振り返つてどのような考えをお持ちでしょうか。

○高橋(元)政府委員 五十三年末、つまり御審議をお願いいたしております今度の特別措置法による改正をいたします前の現行の特別償却というものは、制度として四十本ございました。四十本の中で、五十四年度に期限が到来いたしますものが十八、期限のついていないものが八つ、期限の未到来のものが十四というものが、企業関係の特別措置の中の特別償却でございます。

期限の到来いたします十八のものについて厳格

な検討を加えた結果、十四について見直しをいたしました。それから、期限のないものについて一件見直しをいたしましたほか、期限未到来のもの四件についても修正をしたということでございます。まして、全体として四十件の中で十九件見直しをいたしましたというのが、ただいま御提案申し上げておる今度の特別措置の中の特別償却の整理合理化の概況でございます。

それで、考え方がどうかという御質問でございますが、これは五十一年以降、毎度申し上げておることの繰返しになつて恐縮でございますが、五十二、五十三年と適用期限の到来するものについて中心として見直しを行つてまいりましたが、政策目的と税制の基本的原則との調和を図るに際して従来以上に課税の公平を重視する、個々の措置の実態に即して今後とも一層その整理合理化に努めるべきである、こういう基本的な考え方に対象設備について個別に見直しを行つたわけでございます。

お示しのように、民生関連設備の特別償却、これは初年度五分の一であつたわけでございますが、これを廃止する、それから工場立地法による事業転換施設の償却の特例、これにつきましても廃止をいたすということで御審議をお願いいたしておるわけでございますが、民生関連設備は、生産性向上のための合理化設備としてかなり長い間、昔の合理化機械以来認めてまいつたわけでございますが、たとえばプレハブ住宅にいたしましても、それから乳製品製造業にいたしましても卸、小売にいたしましても、対象となつております民生関連設備の機械その他の設備でございますが、いずれもかなり普及をしてまいりまして、特別償却によつてその設備の取得を奨励するというような意味が非常に薄くなつたということでございます。たとえばプレハブの中で木製枠パネル連続製造装置とか鋼材自動加工装置、鋼製枠パネル連続製造装置、コンクリートパネル製造装置、それからいまスパー等主として使われております販売時点情報管理装置、こういったもの

を残しまして、これは二年間の経過措置で残しまして廃止をいたすということにしたわけでございます。

それから工場立地法に基づく特別償却は、適用事例がないということでございます。ないものを削つても幽霊の足を切つただけではないかというふうな御趣旨かと思ひますけれども、その適用事例がないということ自身が使命を果たし終えたということでございますので、これは実際に産業行政をやつておられる原局にいたしますと、やはりそういう特別償却制度があつた方が国としては特別の配慮をして、その意思のあかしとして置いておいてほしいというふうなお考えもあつたわけでございますけれども、やはりこの際これは廃止することにしたわけでございます。

○伊藤(茂)委員 細かいことで、利用例がほとんどないは余りなかつたというふうなことでは、今日の租税特別措置に關係するさまざまな優遇制度の一面もあらわれているということではないだろうかというふうに思うわけでありまして、大臣も言われましたが、さらに大胆なメスを加えていくということにそれにつけても感ずるわけでありまして、ぜひそうお願いしたいと思ひます。

それから次に、価格変動準備金の改正についてお伺いしたいと思います。五年あるいは十年にわたつてこれを廃止をしていくというわけでありまして、また、価格変動の著しいものそれからその他のものと幾つかに分かれてはいるわけでありまして、段階的整理をするというわけでありまして、ちよつと一つ、変動の著しいものを十年、その他のものを五年、この十年と五年というのはどういう科学的な根拠といひますか理由を持てているのか。五年なんというのはいくつのだと思ひます。十年になれば十年一昔というふうな、今日の時代で非常に大きな変化をなすということでありまして、どうせやるのならば、これらのものもつと早くできないのかということも含めて、この

十年、五年という決め方ですね、どういうことですか。

○高橋三三 政府委員 価格変動準備金は、制度の創設以来、企業会計サイドからも、これは利益留保性の準備金ということであって、本来ならば特定引当金として立てることが適当でないんじゃないかと御指摘があったところでございます。私もこの御指摘を踏まえて、たな卸しの評価方法というものを徐々に改善を加えながら、こういった価格変動準備金というものを支障なく整理していきたいという考え方で多年臨んできておりまして、二十七年以来の長い間に価格変動準備金の積立率を、一〇％から現行の二〇％または五〇％まで引き下げてまいりました。この見直しの中で、やはりこれは廃止をする、段階的に整理をいたすということにしたいというところであるという折衝をいたしたわけでございます。

これがたな卸し資産の評価方法と密接に関連を持った制度であるということは、先ほども申し上げたところでございますが、そういう点との関連でかなり多くの企業で価格変動準備金の引き当てをやっておられまして、五十二年で大体八千億残高があったわけでございます。これにつきまして、原則五年間という形で段階的な整理をいたすという方針を立てましたが、ただ価格変動の著しい物品、これは主として国際相場のある輸出入商品、原材料というものが多くございまして、これに基づいて短期間にこれを整理いたしますということでありまして、非常に企業経営上の問題も出てまいり、事業の運営にも支障を来すというようないふこともございますので、五〇％のものにつきましては十年ということにいたしましたわけでござい

ます。十年、五年でなくとも、たとえば全体五年でもできないことはないかという御指摘でございますけれども、産業行政当局ともいろいろ折衝いたしました結果、ただいま御提案しておる形で、

激変の緩和ということも含めて五年、十年という整理期間を設けたわけで、この整理期間は相応のものであらうという考え方を持っておることを申し上げておきたいと思ひます。

○伊藤 委員 実態に即してといひますが、そういうことで一応定着してきいた制度でもありというふうなことも含めて、実態に即して五年あるいは十年ということであらうと思ひます。ただ、変動の著しいもの、輸入品、輸入基礎物資、これはたとえば原油の問題にいたしましてもその他にいたしましても、国際価格の問題ですから国内でコントロールするといふものではない。そういった点と、これから先も五年後、十年後、現在と非常に情勢が変わるのか変わらぬのかというのとはまたことに不確定なものかと思うのですね。そもそもそういうことではないだろうか。そういうことを考えますと、先ほど説明がありましたように、たな卸し評価の問題ともかわり合つてくるということでありまして、十年ということについても長い期間です。それから、途中でもさらに検討されるような方向で、途中でもさらに検討されていくというふうな考えはございませうか。

○高橋三三 政府委員 法律をもちまして毎年〇・四〇または〇・三〇ずつ引当率、繰入率を削減していくというところをお願いいたしております。今後五年または十年にわたつてのたな卸し御審議をいただいております繰入率をお決めいただくわけでございますが、その間、企業側の諸種の理由、また税制上の諸種の理由、そういうものに基づきまして、それはまた段階的な整理の進め方について非常に広い意味で検討を加えていくということとは当然であらうかと思ひます。

○伊藤 委員 次に、今回も取り上げているわけですが、貸倒引当金の関係で、これも税調の答申という方向に沿つて、金融保険の場合、他の法人の場合、検討されているようです。ただ、前から金融保険業の場合、貸倒率とそれから現実の引当金との実態関係ということで、この租税特別措

置に関する法律が出るたびに議論になってきたというわけでありまして。そして千分の五まで引き下げる、積み増しをしないで千分の五になるように正をしていくということ、また自民党税調の答申を見ますと、二年後に経過を見て考えたいということでしたか。二年後に経過を見て考えたいということ、依然として指摘をされておるという面から見ますと、何かその辺、これからどういふ観点で考えられていくのか、いかがでしょうか。

○高橋三三 政府委員 引当金でございますから、これは債権の回収不能の見込みといふものをどういふふうに合理的にやつて、それに応じて繰入率を認めていくかということであらうと思ひます。こういう引当金制度につきましては、當時実態に合わせて繰入率の見直しをやつていくべきだといふのが、五十二年の中期答申以来の考え方でございます。

ただいま御質問のございました金融保険業の貸倒引当金の繰入率でございますが、これは四十七年に千分の十五から千分の十二に下げまして以来、さらに十に下げ、八に下げ、五に下げ、こういうことで現在に及んでおります。現在の〇・五〇という繰入率はまだ農協、信連という段階では経過措置中でありまして、沖繩の金融機関についてはまだ〇・八〇とか〇・八五という経過的な率が続いているわけでございます。

一方で貸し倒れの実績でございますが、金融保険業につきましては、私も昨年東京国税局管内の納税者についてサンプル調査をいたしましたところ、〇・一〇程度の貸し倒れ損失が発生しております。五十二年の上期でございますが、かそのころでございます。金融保険業の貸し倒れ損失の発生率は〇・三〇くらいであった時期もございました。これは状況によつて貸し倒れ損失の発生割合というのは上下いたしますのでござい

ます。発生率で貸倒引当金の法定繰入率が〇・五〇であるといひますと、その倍率は五倍でございますけれども、これは今回他の業種について改正をお願いいたしております改正後の法定繰入率と貸し倒れの実態発生率との割合をとりますと、大体三倍ないし六倍ということ、金融保険業が現況において特に高い繰入率を持っているというふうにも思ひますけれども、五十二年以来の繰入率を見直していくべきであるという御方針に従ひまして、今後さらに検討を加えていきたいというふうに考えておる次第であります。

○伊藤 委員 同じく引当金で、退職給付引当金のことをお伺ひしたいと思います。

これもさういふいろいろな議論がなされてまいりましたし、恐らく現在では利用されているトータルが六兆円ぐらいになるのじゃないか、また企業によつて当然違ひますけれども、企業によつては十五倍、二十五倍というふうな積み立てとかと言われているものもあるわけですが、利用割合から見ますとまあ十倍ぐらいというふうなことも言われているわけでありまして、私は、貸倒引当金の場合と同じ論理というよりも一つお伺ひしたいのは、純理論的に考えて、こういう制度のあり方といふものを一通り考えてみていいのじゃないだろうか。現実について、どう適用できるかという問題はありますが、諸外国の例などを見ながら純理論的に考えてみたら、当然ながら一つは、この引当金の積立率についての問題というものがあろうと思ひます。引当金の利用額と利用割合との関係から見た率の問題が一つあると思ひます。それから二つ目には、積み立て制度自体の問題です。企業の内留という形よりは、理論的に考えてみたら、外部に積み立てて、企業に大きな問題があった場合でも安定したファンドとして存在をしようというところが合理的であらう。理論的にはさうなるのじゃないか。また三つ目には、その運用の面でも、労使あるいは政府の行政指導を含めた視点といふものがあつて、公正に運用されていくということが鉄則であるということになる

わけですが、現状の論争はいままで毎国会これに關係してあるわけですが、一遍制度そのものをひとつ理論的な面から見て、こういう発想があり得るのではないかと、あるいは妥当ではないかというふうに思いますが、その辺の発想が一つあつてもいいのじゃないかと思ひますが、いかがでしょう。

○高橋(元)政府委員 退職給与の支払い額と退職給与引当金の残高との割合ということを取り上げてみますと、五十二年で退職給与の年間支払い総額が一兆七千億でございます。これに対して退職給与引当金の残高が五兆六千六百億でございます。その比率は三・三倍ということになっております。

この退職給与引当金というものは申し上げるまでもなく、企業が雇用いたしました際に退職給与規程というものを設けておくわけでありまして、この退職給与規程に従つて、退職時に任意退職という形で支払うべき退職金の総額というものを算定をいたしまして、その中で、当期の雇用起因する部分というものを将来債務として引き当てる、そういうことでございます。給料を払うと同じような意味で、将来払うべき退職給与の額というものを損金に立て、負債として経理をする、そういう性質のものでございます。これは三十九年に特定預金と切り離されました際に、従来は特定預金というものを持っておつて、ある意味ではそれを限度という形でつくつたわけでございますが、ある意味では支払い財源というものとリンクさせる考え方をとつておりましたのを、三十九年の当時の税制調査会でもいろいろ御審議を願つたわけですが、これは支払い財源の準備金ではないという形で、将来の退職給与の支払いの債務といふか、その費用性というものを当期の利益から差し引いておく、そういう形のものであるという定義が下つております。

この引当率をどのくらいにするかということにつきまして、たしか四十三年であつたかと思ひますが、企業会計審議会が退職給与引当金の概念

についてというのですか、非常に長い意見書を出しておられます。われわれは意見書第二、こう言つておりますが、その中で、退職給与引当金をどういう形で引当率を決めるべきかということについて三つの理論を出しておられまして、それは一つは、将来支給額を予測して、その予測の当期に

対応する部分を引き当てるべきだという考え方、それからその支給倍率加味方式というのであります。それから、期末の要支給額計上方式というものと、さらには現価方式という三つのあれを出しておられます。三十一年度に制度改正がありました後の税法上の退職給与引当金の損金算入と申しますのは、

当期末に全部の従業員がやめたとした場合に任意退職の退職給与一時金として払われるべき金額を合計いたしまして、それを今後の利率率で割り引いて二分の一として繰り入れることとしたわけでございます。したがつて、ある意味で言えば現価方式というものがそこに入つております。こういう形で退職給与引当金について、将来それが払われるものであるから、現在の益金から控除されるものとしては年金現価しか見ないという意味では、引当率としてはかなり三十一年度に改善をされておるものであらうというふうに私も考へておるわけでありまして、

問題は、この退職給与引当金が先ほど申し上げましたように、退職給与の支払い財源の準備金でない。これは中小企業退職金共済事業団というふうな組織を使いますとか、また適格年金とかそういうものを使いますと、その場合には外部拠出になりまして、企業は明らかに損金になるわけでございますが、一方で退職者のために共通のファン

ドというものをから退職給与の支払いができる。それに対して、引当金をとつても退職給与資金というものが別にキープされているわけではございませんので、退職給与引当金をとつては企業が実際に倒れた場合、左前になつた場合に退職給与がうまく払えない、そういう問題があるではないかという点に移つてくると思つたのです。その点につ

きましては、実は退職給与引当金の固有の性格と申しますよりは、退職給与の支払い財源をどうやって確保するかという新しい制度の問題であらうかというふうに考へます。五十一年に貸金支払い確保法というものが国会で御議決になつて成立になつたわけでございますが、その際にも、未払い給与または退職金の支払い財源をどうやって確保するかという問題があつたわけでございます。その点につきまして、これをその一定割合、たとえば四分の一を外部に拠出して、それによつて一

朝事があつた場合には退職金の支払いを円滑に行はせるといふことを全部の企業に強制することはどうかという問題として議論がなされたやうでございますが、退職給与の支払いの状況、その確実さの状況、それから、そういう資金を外部に出してしまつた場合左前の会社がおさら左前になるのではないかという問題、それから、そういう外部拠出の制度を設けますと、退職金の支給額そのものがむしろちびられてしまふといふものがある、ということに関する労働側の懸念というものがあ

りまして、制度化に及ばなかつたといふふうに承知しておりますが、今後とも退職給与引当金のあり方について私どもは勉強しなければならぬと思つております。繰入率につきましては、先ほどの三十一年度の二分の一にカットしたということによつて私どもは、企業会計と税務との調整が図られておるといふふうに思つておりますが、たとえば外部拠出の制度を取り入れて退職給与引当金によつて退職給与の支払いを確保するといふことが現実的かつ可能であるかどうか、その場合の制度をどうしたらいいかということについて、労働当局とも勉強をいたしていききたいといふふうに思つておるわけであり

ます。○伊藤(茂)委員 私はこの問題については、額がどうか、それから内部留保に使われてどうかという議論はいままでずいぶんなされてまいりましたから、やはりこういう話題となる問題について理論的にあり方を一遍考へてみる。そこからスタートをして、企業会計上の問題もあると思ひま

すが、名前のとおりにはやはり雇用問題との關係で労働者の立場を守るといふことが基本精神のはずです。それから、それではその立場を守るために、そもそも理論的にこういう方法があり得るのではないかと、これを一遍現実論とは別に考へていただい

て、そこから現実をながめてみる、そういう改革の方向があるのではないだろうかといふことで申し上げましたが、労働省ともいろいろ勉強したいといふことでございます。一遍いまだ議論の経過を離れて、そういう制度として正当なあり方といふことが理論的な視点といふことから考へていただきたい。特に雇用問題が非常に重要な段階、雇用確保の問題もありますし、それからどうして離れるという人の問題もあるといふ中

です。次に、土地税制の問題について幾つか御質問させていただきます。実は私は個人的なことを申し上げて恐縮ですが、東京の田園都市線の沿線に住んでおりました、大平首相が田園都市構想といふものを出されました。名前が同じだからといふわけではありませんが、名前は同じでも、急に急遽に開発が進み、新しい市民がどんどんふえていくという場所に住んで、たくさん問題は山積をしていくといふことで、いろいろと地元の問題も多いといふわけでありまして、そういうことで、何かほのかな期待として新総理大臣の田園都市構想、田園都市線沿線なん

て不思議な状況といえますか特殊なケースじゃなく、あちこちにそういうものがありふれた形であるのだ、それで家を建てる業者の方々も困るし、買う人はもちろん困るしというふうな話も大分聞かれます。そういうことで、今度の税制改正の意味とかそれからその効果とか、いろいろと勉強させていただくわけですが、聞けば聞くほど何か明るい見通しが立たない、どうしたらいいんだらうかというのを自問自答させられるような面が非常に多いというわけでありまして。そういうことでまず一つは、今回の提案に至る経過をお伺いしたいと思うのです。

昨年夏以来この土地税制の問題については、建設省、国土庁の側と大蔵省の側と活発な御議論があったようです。大臣は、いま大蔵大臣になられておられますが、その当時は自民党の税調の責任者ということで、一番よく御存じの経過であらうというふうに思うわけです。その経過を読んでもみますと、国土庁、建設省の側から土地税制の緩和について強い要望があった、またそれに対して大蔵省は強い反論を展開したというわけでありまして、私も現物を開いておりましたが、報道されたものや何かで見ますと、昨年秋に自民党の税調の皆さんには「土地税制について」という資料を配付をする、また政府税調の方でも昨年の十一月末の段階で資料提出をいたしまして、建設省、国土庁の見解に真向から反論しているというわけでありまして。その柱は何かということを読んでもみますと、一つは、土地税制を緩和してもそれが安い宅地供給につながる、逆に地価上昇の引き金になったという批判を招くおそれがある、地価がやや強含みに転じている折からでもあり、そういう問題意識。それから、五十五年までの期限措置である、そういう現時点における土地税制がつけられた意義をやはり忘れてはならぬという事です。それから、現行の土地税制が土地供給の阻害要因となっていると思えないとか、か、税制を変えても宅地供給はふえないとか、あるいはまた、現行の税制で言うところの負担は一

般の事業所得者の税負担と比べてみて特に不当な水準であるとは思えないというふうなことが何点か述べられていたようです。

私、昨年の夏から秋の段階でその報道や資料を読ませていただきました、やはりさすが大蔵省だ、明快な分析に基づいた論旨を展開されている、なかなかつばなものだというふうな感じがいたわりますが、今日提案をされてまいりました内容は、評論でもむかひがなくなつてまいりましたというふうなことが言われておりますが、その辺の経過、特に地価急騰という中で、これがまたインフレの引き金になるのじゃないかと、あるいはまた市民にとつても非常に関心が高いという状態になつております。特にその中で、恐縮ですが、当時自民党税調の責任者でもございましたし、いまは大臣としてこの法案を提案されているということから振り返つて、どういう御感想なり見解をお持ちでしょうか。

○高橋(二)政府委員 いま御質問にもございましたが昨年の夏以来の経緯でございしますが、後ほど大臣からお答えもありましようが、まずその事実の問題を御説明申し上げていきたいと思います。土地に関する税制が五十年から五十五年まで現在にいわば一種の重課制度になっておるわけでございますが、その基本と申しますのは、土地というものは普通の私有財産とは性格がやや違ふものではないか、その土地の値上りによる譲渡利益というものの中には、社会全体の恩恵と申しますか、いわば一種の開発利益のようなものが入つてくるのではないかと、したがつて、それに対しては税負担の求め方としてややシビアな考え方が必要ではないかということであつたかと思ひます。それはまたもう一つ前に、四十五年から五十年まで適用になつておりました比例税に対する一種の反省があつたのだらうと思ひます。一〇%、一五%、二〇%と二年おきに比例税率を上げていきまして、それによつて宅地の供給の促進を求めるといふのが四十五年から五十年まで適用のあつた税制の基本的な考えであります。これは宅地供給税制

としてはいろいろ御批判はありましようけれども、宅地供給という面だけを取り出してみますと私はかなり成功した税制であつたかと思ひます。しかしその反面で、土地成金が続出した、しかもそのせつて流動化した土地が実需に結びつかずにとどか途中で法人の保有土地になつてしまふ、そういううらやまがある、それでは土地がせつかく地主から離れて、かえつて社会的な公正を図るといふ面からの批判をより多く受けるということになるのではないかと、そういう反省を受けて現行の土地税制というのできておるわけでありまふ。

しかしながら、この五十年から五十五年まで適用になります現行の土地税制には、五十五年までという期限がありまふために、期限がだんだん迫つてまいりまして五十二年、五十四年となりまふと、もう一年待つておればこれは二分の一の所得税法の本則であるいはいくのじゃないかというやうな期待もまた逆に生まれてきて、何となく土地の流動化が速くなつてきた、そういう批判があります。それがまた地価にも響いてくるわけでありまふので、したがつて建設省、国土庁その他からは、少なくとも政策的に必要な土地の流動化というものを図つてくれないかというやうなお話があつたのは事実であります。

私も土地税制を改定いたします際に、基本的な視点というものが二つあるであらう。一つは、地価の上昇に悪い影響をもたらさないということ、もう一つは、宅地の供給がふえていくということであると思ひます。その二つの要件を満たしますためには、仮需要に対して行われる供給を優遇するといふやうなことがあつてはいけない。それは結局、安い宅地の供給ということにながらずに、かえつて地価を上げてしまつて、しかも宅地の供給が十分にならないといふことでありますから、それは避けなければならぬ。そうなりますと、土地税制の基本的な考え方として短期譲渡所得については重課する、この考え方はぜひ守る必要がある。それから、税制調査会の答申の中にも書いてあるわけでございますが、土地の税金を軽くすることによつて土地の資産価値というものが上がつてしまふ、それが土地の保有を助長するおそれがある、こういうことに対する一つの配慮ということも必要であります。そこで、一般的にすべての土地の取引について、現行の二千万円まで二〇%比例、二千万円超四分の三総合累進という制度を緩和することは、現行の土地税制の考え方として適当と思ひません。そこで緩和をしてしまひますと、先ほど申し上げた二つの観点からして、せつかくの改正案がプラスの方向に結びつかないおそれがあるのではないかと、このこと、税制調査会でも御議論をいただきましたし、その席にもたしか建設省、国土庁という所管官庁においでをいただいて、御所見をお述べいただいた御議論願うという場面もあつたかと思ひます。

そういうことで、いろいろ折衝を重ねました結果、一般的には土地の移動について税制を緩和はいたしません、特定に政策的な重要性が高いと思われる公的な土地の供給、それから、計画的なといひましようか、優良な宅地または優良な住宅の供給につながる土地の譲渡について今回御提案を申し上げておりますのは、四千万円まで二〇%比例にして、それから先を二分の一の総合課税にするという案に落ちついたわけでありまふ。これは決して私どもが昨年の夏以来申し上げておつた基本的な考え方を乱すものというふうには考えておりませんし、真に必要な土地について、現行の税制の基本的な枠組みを維持しながら、その供給の促進を図るという政策目的に役立つものというふううに信じておる次第であります。

○金子(一)国務大臣 これは伊藤さん百も御承知のとおり、いまある意味において一番大きな社会問題は、宅地の提供をどうしてふやするか、住宅政策をどうやっていくかということだらうと思ひます。であります、この点につきまして毎年毎年議論を繰り返してきてわけでございます。それで、私が税制調査会長として言つておりましたことは、税の面で実害を伴わないで宅地の供給

給に資する道があれば、これはいかようにでも政策税制として宅地供給に奉仕しなければいかぬけれども、今日の宅地問題の隘路になっておるのは税だけじゃなからう、やはり土地規制その他いろいろな隘路があるので、税だけ先走ってやったらかえっておかしなことになりやせぬかという心配を実は毎年繰り返してやってきておったわけですね。それでこの税制改正に当たっていろいろの議論がありました、大別して、今日では都市周辺の宅地はもう希少価値になってきちゃったんだから、株で言えば優良株になっておるんだから、そう簡単に持ち主は手放さないぞ、税制を緩和しても意味はないぞという有力なる議論が一つございまして。同時にまた一面においては、現実に即してやはり相当の規模の宅地を売りたくても、たとえば働きの主を失った遺族、未亡人が持つておいても、税金で相当額を取られてしまうのだから、これを何とかしてくれ、でなければ簡単に売れませんよという人も相当多い。いろいろな議論がありましてけれども、その二つの調整をどうするかということでございます。

いま主税局長が申し出ておられますように、基本的な現在の土地重課の枠組みを残しながら、優良宅地の提供あるいは公的土壌の提供につながるものだけ厳しき条件をつけてやってみたいらうだ、こういうことで実は穴をあけたわけでございます。私どもとしては、これは国土庁、建設省にもいろいろ御相談申し上げたのですが、それじや幾ら増加することができるとかという見直しは困難でありますけれども、しかし少なくともある程度というか相当程度の増加は期待できるんじゃないかというのが関係省の意見でございます。

上げてもらったけれども、各市町村が持ち主に上がった税金の分は返すというような制度をとっておるものですから、実際において網を広げることによってどれだけの効果が期待できるかというところが大変むずかしいという問題もございまして、これはこれは見送ることになったような次第でございます。

今後私どももいたしましては、農業振興地域の問題も含めていろいろな面から、税だけじゃなくて宅地提供につながるような施策については真剣に検討してまいりたいと考えておる次第でございます。

○伊藤(茂)委員 昨年夏以来の経過はこれだけにしておきます、過去のことを論じてもしようがありません。ただ、去年の夏以降の建設省、国土庁の税制緩和の要望に対する大蔵省側の意見というのは、私はいろいろな意味で賛成する方向で、さすが大蔵省というふうに思いました。いま主税局長の御説明を伺いまして、また別の意味でさすが大蔵省と思つておるのですが、また大臣が、前のあめとむちの経過の中ではいろいろ立場上御苦勞された経過だと思つておるから、楽しい思い出なのか苦々しく思つておるのか、その辺はこちらで勝手に推測することにしておきたいと思ひます。

いづれにしても、土地問題とか地価に対する関心が非常に強いという中で、政策の方向づけについてはいろいろな角度からの賛否の御議論があるのは私は当然だと思ひます。ただ筋の通つたというか、政府は政府としてあるいは大蔵省は大蔵省として筋の通つた筋道といふか政策の推進というののいががなものであるのか私の率直に持つて感じでございます。それは私だけではなくて、税調の方からもいふ言われているようでありまして。いま言葉では大臣の言われたことと同じであります。税調の答申の方でも、基本的な枠組みは動かすべきではない、優良宅地の供給、公的な土地取得、その促進に資するために限定的な基準を設け、部分的なものにとどめるといふようなこと

とになっていったと思ひます。また、これは金子さんにいふわけではありませんが、昨年暮れ押し詰まった段階で税調会長が答申を出されたときにも「税の緩和と宅地供給がふえるという最終的な方向を決められた」とこれは新聞には「自民党の」と書いてありましたが、「見方にはかなり疑問がある。地主や不動産業界の救済だけに終わるおそれもある。何かごり押しするようないだれが」というところは省いておきますが、「ごり押しするようないだれが」というところは遺憾である。という記者会見をなさつておるというようにございまして、非常に現下の大きな問題ですから、やはりフェアな筋の通つた展開ということ、ひとつ経過を振り返つてみて今後に対応していただきたいということでございます。

それからさらに、土地税制と土地問題に関連して若干の問題ですが、一つは予算委員会、この土地関係の金融引き締めと申します、金融の問題で大分御議論がございまして、その後、二の対策が政府の方でもとられておるというふうに向つておるわけでありまして。ただその内容を見ますと、確かに昭和四十六年、七年、八年とあの当時の過剰流動性がもたらした土地投機というときには、非常に時期が早くおくれまして、土地投機が一巡した後でいろいろと大蔵省側の通達が出されるとか監督がなされるというふうなことであったと思ひます。今度はやはり各方面みんなが苦しい経験としてあれを振り返つておるわけですから、あのときと比べればテンポを速く対応されるということになっておるんだというふうに私は思ひます。が、その中身がどうなるかということ、一つは、銀行局の方から出されておるようですが、口頭で何か自衛の要望をなさつたようなんです。この前の三回出されたときのように、いわゆる書面による通達という形ではないというふうに向つておるわけでありまして、その辺姿勢として一体どうなんでしょうかという問題。それから、四半期ごとに報告書を求めておることになっておるわけですが、その辺、報告書をとつて一体どの程度に対応

されるのだろうかという問題。つけ加えてちよつと申し上げておきますが、これは週刊朝日ですか、週刊誌を読んでもおりましたら、「不気味な動きを見せる地価」というような記事の中で、大蔵省側の金融引き締めについて、これは住宅や不動産の社長さんですか「不動産業者が採算見通しを持って銀行に行き、銀行が納得すれば、カネを貸しますよ。それをどうやって抑えられますか。大蔵省が報告書を出せというなら、いくらでも出したらいひんだ。投機資金の自衛要請はせいぜい心理的なものでしょうな」とか、それから「全く効果がなない」というのは言い過ぎで、やらないよりましという程度でしようか。」とかいふようなことを言われておられます。私は一つの例です。全体がそう受けとめておるのかという点もまたあると思ひます。それから、いろいろ融資を受ける側も融資をする側も、やはり社会的責任をきちんと持たれた対応をなさつていくというのが経済界としても当然のことであろうというふうに思ひますが、何かそういうことを読んで、口頭による自衛要請という形だったさうですが、その辺の姿勢というのはいささかどうするか、どういう姿勢でちゃんと対応されるのかということをはっきり感じます。その辺はどうお考えになりますかというところが一つ。

それから、最近には相当の企業で業績がよくなつて、銀行離れというふうな傾向も強まつておるわけでありまして、金融機関だけではなくて、たとえば前科のございまして電鉄の関係とかあるいは大きな商社とかというものを含めたさういう面での追加の措置といふか規制というものの、対策をお考えになるつもりがあるかどうかというところが二つ目。

それからもう一つ、金融に關係をいたしまして、何か大蔵省サイドの方でもいろいろ発言をされておるものを新聞や雑誌で読みますと、地価が急騰する原因は金融が原因だ、また金融が重要な一つの原因になっておるというのはいささか実態に合わないのじゃないか。いま貸し出しがふえてい

る、たしか一〇%以上になったと思いますが、それも土地を買い取ることよりもマンションとか一戸建ての住宅の建築費とかいうのがむしろ中心だ。ですから、一面では規制をする対外的な構えをとりながら、中身としてはそういう御理解をなさっているというふうなことも伺うわけであります。その辺はいかがでしょうか。

○金子(二)國務大臣 第一点のいまの口頭での警告というのか、それはおかしいじゃないかという御指摘でございますが、実は四十七年以來数回にわたって通達を出しております。その通達は今日でもなお生きておるわけです。したがって、関係者を銀行局長が集めて、あの通達は生きておるんだぞ、もう一度思い出してくれよ、特にこういう際だから十分仮需要による貸し出しは差し控えてほしい、こういう指示というのか、それをいたしたわけでございます。それに重ねて、従来貸し出しの報告書をとっておりませんでしたものですから、四半期ごとの報告をとって今後の動きを見ていきたい、こういうことでございます。

それで、けさはとも話がございましたけれども、不動産業向けの貸し出しは前年に比べて一・六%ぐらいふえておりますけれども、昭和四十七、八年のあのブームのときに比べるとこれははるかに大きなものではございませんで、私どもは今日、土地に対する仮需要が相当大きく出ているとは実は判断していないのでございます。ただ、あなたのいまおっしゃっておるように、事業会社の余裕資金が株式市場に流れて短期の運用をやっております。それが株の値上げにつながっておりますわけでございますが、そういうものが、まあこれは簡単にないと思ふのです。いま事業会社と不動産会社とを問わず相当の焦がす土地を持っておりますから、しかも土地規制が厳しい今日、そう簡単に土地をどこでもかしこでも買い込むということはないと思ふのですけれども、やはりそこら辺のことは十分政府として打つべき手だけは打っておかなくてはいかぬということとで、いまのような手配をした次第でございます。

す。

第二点の電鉄会社その他が沿線の土地開拓のために投資を始めておるんじゃないかという点は、あるいはそういうことがあるかもしれない。これは必ずしも仮需要というわけにはいかないものでございまして、私どもは、低廉で安定的な優良な宅地供給に結びつけば、これむしろ大きなプラスではないかと考えておる次第でございます。

大体そんな考え方を実はいましておる次第でございますが、なお、きょうは建設省からも来ておりますから、建設省からも答弁をさせます。

○木内説明員 大蔵省からも大臣から御答弁がございまして、最近確かに全国銀行の貸出残高はじわじわ増加傾向にございまして、十一月で対前年度比一・七%ぐらいの伸びになっておるかと思います。ただ、四十五年とか四十七年ころ、たとえば対前年度比の五〇ないし七〇%伸びていたというのに比べれば、まだそういう感じはございせんけれども、大蔵省もそういうことで予防的な対応をしておりますので、建設省としても、私も何も何社かの業者を呼びまして、現実はどういう動きがあるかというふうな調査をいたしてみたいところでございますけれども、大手のデベロッパーがいまのところ中心でございますが、この大手の企業の土地買収と申しますのは大体ずつと落ちてまいりまして、五十年、五十一年ぐらいまではほとんど新たな買収というのはございまして、最近やや新たな意味の土地買収が出てきているという感じでございます。それににつきましていろいろ詳しく聞いてみますと、これは決して投機的という形ではなくて、主として市街化区域内に現実に開発プランを持った開発というふうなものが目につくわけでございまして。

そういうことで、現実には大手のデベロッパーを中心のような投機はないかと思ひますけれども、なお、中小を含めまして今後につきましましては、十分にいろいろ事情を聞いてまいりまして対応を考えてまいりたいと思ひます。

す。

○伊藤(三)委員 いま大臣の方から、土地の仮需要は生まれていない、投機は起こっていないというふうなことをおっしゃいますが、現象はともかく地価の上昇、まあ確かに供給不足、需給関係ということも大きな要因であることは言うまでもないと思ひます。ただ、大きな意味で見ても昨年の予算で、今度の予算を見ましても昨年の予算でも、住宅関連というものを大きな柱にして景気対策を考えた。言うならば、政府が大きな需要をつけてマンションとか持ち家政策とか建設を高めていく。別の面から見れば、むしろ景気対策という面からこの土地、住宅を考えるとというふうな状況が強いのではないだろうか。そういうものがむしろベースになって税制、あるいは市街化農地の税制の問題からいわれる線引きを見直したりいろいろなことが言われているわけでありまして、むしろそういう景気対策を主にした観点から土地、住宅について政府が必要をつけていくというふうなことが、長い目で見てみるとベースになって今日の諸問題があらわれてくるという側面もあるのではないだろうか。私は総合的な観点からそういうものを冷静に振り返ってみて考えないと、個別の対策だけではどうしようもありませんから、そういう視点が感ずるわけでありまして、その辺はどう思ひますか。

○金子(二)國務大臣 先ほどちょっと答弁が漏れましたけれども、最近特に市街地の周辺での土地がじわじわりと上がっております一つの原因は、やはりマンション建設なんかに最近大分重点が置かれてきたことにあると思ふのです。それも一つの原因だと思ふのです。ただ、私も長い目でこれからの日本の住宅政策を考えていく場合に、郊外なら一戸建てで構いませんけれども、都会地とその周辺はむしろどんどん上に伸ばすマンション、高層住宅を重点に考えていかなければいかぬと思ふのです。そこら辺の高層を建てるのが、いま過渡期なものですから、きょうは建設省来ておりませんけれども、はっきりと打ち出してない

かもしれませんが、私も、私どもの気持ちとしては、やはり東京都の都内、その周辺はもうこれからどんどんマンションの時代だぞ、高層住宅の時代だぞというふうな気持ちを持っております。あうでなければ土地問題は解決しませんからね。あるいは、いろいろなユティリティというのか、交通、通信、上下水道の問題も解決しませんが、そこら辺のことをやはり住宅担当の政府の立案に当たっては十分考慮しながら、しかしいま御指摘のように、土地の値段と調整をどう図っていくか考えながらやっていかなければいかぬ、大変むずかしい問題だと考えております。

以上でございます。

○伊藤(三)委員 具体的にちよつと今回の土地税制の改正に関連して伺いたいのですが、昨年の土地税制についての議論、提案の中心は今度の場合とは性格がものすごく違つていたわけですが、あのときも、さつき主税局長からお話があったと同じように、基本は動かさない、優良宅地の供給にプラスする、貢献するということにはして部分的な手直しでやるということではなかったか。今度も同じようなお話になっていないかと思ひます。それでは、土地の問題ですから、その年にいきなり効果が出るというものでないと思ひますけれども、何か昨年そういう御説明があつて、現実はどういう効果があらわれたのか、あらわれつつあるのか。

それから、今年の場合、実際として税金が安くなれば売るといふ部分もあると私は思ひます。しかし、地価が高含みだから、いますぐお金が要らないから、むしろ持っていて、税金が安くなつても売らないという分野もあると思ひます。どちらの方に大きなウェイトがあるのか。私も世論調査をしたわけではありませんが、現実問題としては正確にはわかりません。しかし、後者の方のウェイトも今日の地価含みの状況では大きいんじゃないだろうかというふうには思ひます。その辺を、たとえば住宅公団が世論調査をして、税金が安くなれば売つてもいいという比率が何%あ

ったとかいうような数字もあるようですけれども、やはり冷静に判断をして見通しなりなんなり考えていく、またそういう科学的な見通しをベースにして提案なり御説明もいただくというふうなことが必要ではないだろうかというふうに思っています。その辺伺いましても、科学的な見通しというところまでいかないうですし、また税制からだけで全体の判断はむずかしいということでもあらうかと思いますが、昨年、ことし、その効果といますか、どういふふうな大体的な考え方を持つていたのか。

それからもう一つ、私は今度の緩和の現実の効果というの、二千万円まで、あるいは五千万円まで、一億、それ以上とか区切ってみますと、金額が大きい売買——売買じゃない、売る方ですね、その譲渡の方が税金が安くなる比率が高くなるというふうになるわけですね。この辺は一体どういふことなんだろうかと気がするわけですが、その辺御説明をお願いしたい。

○佐藤説明員　まず、先生のお尋ねの本年度から実施になりました法人重課改正の効果の問題でございますが、これは昨年の四月一日以降の施行でございますが、直ちにその数量的な把握をすることは非常に困難でありまして、私もどまらずにわかりません。国土利用計画法の届け出の事業、ないしは千平米以上の事業に關しまして都道府県知事が届け出審査をいたしてございまして、その事業に關しましては、昨年の四月から年末までに各都道府県で審査を了しました千平米以上の事業が約三百件程度参っておりまして、そういう数字は、当初私も考えました通年にしまして約千件程度の事業が出るであろうと考えた計数と、経過措置を含みますと同じような数字じゃないかというふうに考えておりました、非常に短期で効果を数量的に申し上げるのは困難でございますが、ある程度の効果は期待しておりますのではないかと思います。

それから第二点の、各論者のおっしゃいます地価が現在のように強含みの状態になったときに果

たして土地が出てくるんであらうかということ、これは土地売却者のビヘービアにかかわることでございますが、従来の例から申しますと、四十七、八年のように、これは相当異常でございますが、地価高騰の場合に非常に土地取引件数が伸びた事例がございます。その後四十九年、五十年とたとえば年間九・数%地価下落ないしはゼロ%程度の地価変動を遂げた際にも、五十年では相当程度土地取引が伸びてございます。その後五十一、五十二年は、地価は一般的に安定的でございまして、相当土地取引が縮小しているというふうなことからしますと、一般的に私どもは地価の変動よりは、特に最近ではこれに対する税率等の効果の方が直截ではないかというふうに考えておりました、今回のような特定の目的に限り一部税率を緩和していただくことは、相当当該目的に關しての土地譲渡に關しては効果があるものというふうに考えております。

○伊藤(茂)委員　私は、いろいろ問題と思われるところを多々並べてお伺いするという気持ちであります。何かこの問題に關連をして非常にとくさんの問題点があるところから指摘をされていく。現実はいく方向に向かっているかという状況が残念ながらあるわけですね。それで、きょう新聞を見ましたら、物価対策についての総合対策を出されていく。その中にも土地、地価の問題というのことも含まれているようでして、先ほどお話のあった金融監督の問題とか、あるいは線引きの見直しの問題とか、供給面からとか、いろいろ出されているようです。ただ土地の問題というのは、非常に大事であると同時に、現実にはまさに多元方程式なんですね、いろいろなものがある全部絡まってくる。たとえば線引きといえれば自治体の財政の問題その他の問題にもなってしまうんです。みんな絡まってくるということだと思っております。

そうなっていますまいかと、昨年のように建設省、国土庁と大蔵省の論争も結構でございますけれども、何か総合的な、しかもいままでの国土法

その他から始まった全体のプランの上に立ったもの一つ進んだ総合対策をどう立てるのかということとが政府に求められているということではないだろうか。ですからこの税制だけからとってみても、それだけではどうにもならぬということなものですから、そういう意味でお伺いしたいのは、一つは大臣に、土地を担当する大臣であるかどうかは別にいたしまして、やはり閣僚として、そういう総合プランをできるだけ各界の意見を聞いて的確につくる、それで四十六年、四十七年のあの当時のようなことは絶対させませんよという安心感を市民にも業界にも持たせるようなことが必要ではないだろうかということが一つ。

それから時間がありますからもう一つ、国土庁、建設省どちらになるか知りませんが、お見えになっておるようですから簡単に答えを願いたいのですが、ミニ開発の問題が非常に大きな話題になっている。こういう状態がこの間新聞にも、東京、大阪、京都その他数字が出ておりましたが、家の六割もミニミニという状態になってくる、これは現実の一つの表現ですね。建設省の方と国土庁の方で、どちらか知りませんが、規制をさらに研究していくというふうなお考えもあるようですが、やはりこれも多元方程式の総合的な政策が必要であらう。一つは自治体の、特に私ども横浜なんかでやっておりますが、開発要綱行政、問題になっておりますが、これらに対してもっと積極的な法的な裏づけを持つということもあると思えますし、それから規制の強化だけではなくて、現在の法体系よりももう少し細かくしていくべきか、下にまでおりた利用計画というものがあるのかという問題もあると思えますし、それから望ましい方向へのさまざまな政策的な誘導という視点も必要ということだと思えます。ですから、中身の御説明は結構ですが、そういういま焦点となつて上つておるミニ開発、社会現象に対してもそういう角度からぜひ総合的な対策を考える、いまは長期的に見て望ましい方向でありませぬから、そういう対応をしていただくよ

うにお願いしたいと思えます。その辺の対応を積極的にやるお考えがあるかどうかということだけお答えください。

○金子(一)國務大臣　お尋ねの第一点の問題、これは土地政策、国土庁の所管でございますけれども、國務大臣として関係省庁と十分連絡をとって、必要な対策をこれからしっかりと真剣に講じてまいらざるを得ないと思っております。

○高橋(進)説明員　ミニ開発につきまして、特に総合的な観点から建設省でもこれから対策を講ずるよう検討を進めておるところでございます。

○伊藤(茂)委員　最後に一問だけ済みませんが、一般消費税の後のスケジュールといいますか、皆さん方がお考えになっておることはなんです、本会議答弁その他の中では、この国会には出さず状況ではございません、また、準備ができて審議ができる状態になれば提出をいたしますというところで、秋の臨時国会かというふうなことが言われておるわけですが、いま現実問題として、その辺はつきりした話ですが、どういふスケジュールをお考えになっておるのか、これが一つ。

それから法案の關係ですが、いろいろ聞きますと、何月何日とか何%とかいうことを抜きにして、法制局と話をした大體骨格はでき上がったという。大體法案をつくつてというめどですね。その辺がどんな状況でお考えになっているのか。

それから、さまざまの複雑な議論がありますから、これから議論しなければならぬことでしょうけれども、恐らく五十五年度中には実施という、政府も大臣も言われていることですから、今度の通常国会でも終わりましたら、また従来の税調のパターンとか従来の行政側のパターンで細部のいろいろな計画をつくられていく、いままでの御発言を伺いますとそういうことじゃないかと思っております、その辺どういふお考えをお持ちでしょうか。

○高橋(二)政府委員　昨年暮れの税制調査会から一般消費税の大綱をお示しいただきました。これ

は、九月の特別部会の際にプランクになっておりました税率ないし小規模事業者の除外の範囲というところにつきましても、それぞれ五、二千万円という形で明示がありましたし、さらに地方のいわゆる外形標準課税の問題につきましても、地方消費税という形で五%の中で国と地方で税源の配分をやるということについてもお決りになっておるわけでございます。

今後政府の中で、こういう大綱に即しまして具体的な税の要綱というものを定めていくわけでございますが、それにつきましては、たとえば非課税品の範囲をどうするか、たとえば既存の消費税との調整をどうするか、たとえば仕入れ控除について、原則的な考えに對してもう少し実施可能な簡略な方法というのはいないのかというようなこととございまして、この点につきましても現在、関係各省なり関係のそのほかの民間の方々の御意見を伺いながら検討を進めておる、できるだけ早い機会に法律案の形でまとめたいという考えであります。

法律案ということになりますと法制局の御審査も要るわけでございますが、現在予算関連法案に引き続いて予算関連でない法案の御審査を法制局に進めておられますので、そちらとの兼ね合いもございまして、現段階でその作業がいつ終わるかということとは確たることは申し上げる段階ではないと思ひますが、いずれにしても私も事務方といたしましては、成案を得次第でできるだけ早い機会に国会で御審議を願いたいという考えは変わっておりません。ただ具体的なスケジュールについては、今後部内で十分検討してまいりたいと思ひますし、大臣の御指揮を得て政府部内全体として検討してまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

なお冒頭にもお示しがありました、国民に對して財政危機の現状を訴え、さらに、新しい税制の導入の必然性についての御理解を願うための努力というものを払うべきだ、それに新しい工夫をこらすべきだ、その点はまことにお示しのとおり私

どもも考えておりました、あらゆる機会をとらえて、私どもの考えております財政の健全化についての御認識を国民にぜひ持っていただきたいということ、努力を続けてまいりたいと考えております。

○伊藤(茂)委員 これで終わります。

○加藤委員 西岡武夫君。

○西岡委員 租税特別措置法の一部改正について質問をするわけでございますが、まず初めに冒頭に、大臣の租税特別措置法についての基本的な御認識について承りたいと思ひます。

それは、本来この種の特別措置というものは、税の体系の中で原則としてはこれをなくするといふことが望ましい、しかし、それぞれそのときどきの政策的な目標を持った特別措置というものはあり得るわけでございますから、これは時限を切つて時限立法でその政策の目的を達するまで、まさに特別の措置として、異例の措置としてこれを行うべきである、このように考えるわけですか。大臣の御所見を伺います。

○金子(一)國務大臣 西岡さんのおっしゃるとおり、やはり政治を進める上において、税を場合によれば利用しなければいかぬこともありますから、それを特別措置という形にするかどうかは別といたしまして、政策遂行の一つの手段として税を利用すること自体は私は妨げないと思ひます。ただそれは、ほかの政策をおおぼろげに出ておいて租税だけでやれという、やはりいろいろなひずみを生ずることは当然でございますし、また、そうしてできた政策税制が既得権化し、あるいはもう効用を果たしたにもかかわらずいつまでも残されるようなことがあつてはいけませんので、私どもは常時いろいろな政策税制について、果たして今日の意義があるかどうか、必要かどうかについて見直さなければいかぬと思ひております。今日までも過去数年間ずっと見直し続けてきて、ことしも社会保険診療報酬に對する税制やらその他幾つかの問題についての御審議をお願ひしている次第でございます。

○西岡委員 私どもも、現在の財政の状況というもののが非常に緊迫した状態にある、この財政の再建というものが緊急の課題であるというふうな認識をしていくわけでございます。そういう状況のもとで政府が一般消費税の導入ということを明言しておられる。しかし、一般消費税の導入という問題は、わが国の戦後の税体系を大きく変える大変な変革をやるわけでありまして、一般消費税の導入を必要とするという財政の状況であるといふことを前提として、これまでの税体系をまづ根本的に改める、見直していくということが必要になつてくる、同時に一方においては、行政改革、歳出の削減というふうな問題についても大膽に取り組まなければいけない、こうしたことがいまの財政に課せられた大きな課題であらう、このように考えるわけでございますか。

ところが、今度の租税特別措置法の一部改正の内容も、少なくとも一般消費税を導入するんだという政府の認識にはいささか手ぬるいのではないだろうか、この程度をもって国民に増税を訴えていくといふことはこれはできない、その前提ができたとはどうして考えられないかと私は考えるわけでありまして、大臣は今度のこの御提案で、国民の皆さん方が納得されるであらう、医師税制の問題にしても、不公平税制の代表的なものとして、これによる減収額が幾らであるかという金額の問題を超えた問題として国民の注目を浴びている課題であります、こうしたものがこの程度で十分であるとお考えでしょうか、いかがですか。

○金子(一)國務大臣 一般消費税の導入に五十五年度から踏み切らざるを得ないということ、いろいろな面、税制だけでなく歳出全般について手を付けなければならぬ、それは不十分のそのり免れないことは十分承知いたしております。これはこれからまたしっかりやらないか、税制面では従来に比べて、ことしは相当思い切つたところまでいって、たとえお医者様の課税に

いたしましても、不十分だと御指摘いただきまことは甘受いたしますけれども、とにかく四半世紀にわたつて手がつけられなかった税制を、非常に近いところで整理できたというのは、非常に大きな進歩じゃないかと私は考えておるわけでございます。

○西岡委員 大臣の語でございますけれども、私は、この程度で一般消費税の導入に踏み切るなどといふことはとてもできない、このように考えているわけですか。

そこで、具体的な問題に移る前に重ねて大臣の御所見を承りたいのですが、租税特別措置法という法律は、本来ならばまずこれは原則としては全廃されるべきである、そして新たに政策的に、これは税によつてその政策目標を達成することが望ましいと考えられる問題を新たに洗い出して、これを時限立法で新しい観点に立つて立法化していくといふことをやるべきであつて、既得権益化してしまつていく租税特別措置法そのものを一たんなくしてしまふ、廃止してしまふということが、原則としては正しい姿ではないかと私は思ひますが、その点はいかがでしょうか、重ねてお願いいたします。

○金子(一)國務大臣 理論的にはそういう考え方もあると思ひます。しかし、われわれは現実政治であり、政権担当の政党に所属いたしております。企業も個人も今日の租税特別措置法において、たとえば引当金、準備金その他もろもろの政策があつてこういうことになるという計算をしながら、企業の経営を行つておる人が多いのですから、それを全廃しますよ、新規まき直しですよといふようなことは、こういう経済の非常に先行きの見通しがむずかしいいわば一種の混沌期にやるわけにはまいりません。したがつて、漸を追つて現実には即ち改正をやつていくというのが私どものとるべき方策ではなからうかというところで、ことしも三十項目について廃止ないし見直しをやつておりますが、昨年も一昨年も同様のことをやつておるということでございます、もちろんこれ

で私も満足しているわけではございません、あなたの方からいろいろな問題についての御指摘をいただいております。それはそれで来るべき年にはまたひとつしつかり見直しをやっている、こういうふうな考えでおります。

○西岡委員 いま大臣は経済界のことを言われたわけですが、実は先ごろ、財界の調査機関である日本経済調査協議会、これは大手企業二百十社ばかりが参加して、その会費で運営されている機関ですが、ここが租税特別措置法、これを根本的に廃止してしまふべきであるという具体的な提言を行つてゐるわけです。その中で、「資本蓄積、内部留保の充実といったこれまで重視された政策目標のために、税制を活用するのは明らかに時代おくれである。」というふうなこの財界の調査機関自体が指摘をしてゐるわけです。経済界、財界の中からもこういう意見が出てきてゐるということについて、大臣はどのような御感想をお持ちですか。

○金子(一)國務大臣 各党からもいろいろな御提言を蔵入蔵出の全般にわたつて今回はいただいております。これは私はここ数年いまだかつてなかったことではないかと思うのです。それだけやはり真剣に今日の財政の姿を直視されて、こういう手を打つべきであるという真剣な御議論をいただいております。経済界でもこういう意見が出てまいりましたのは、恐らくここ半年か三月そこそこじゃないでしょうか、私はこういう意見がもっと強く出ることを歓迎いたしておる次第でございます。われわれも各党あるいは各界の意見を十分に考えながら、今後の財政の立て直しに取り組んでまいりたいと考えておる次第でございます。

○西岡委員 私が日本経済調査協議会の提言をあえて引用いたしましたのは、大臣が実際の経済の動き、企業というものを考えたときに、現実政治家としてはそう一遍に何でもかんでもやっちゃうことはできないんだというようにことを言われたわけ、その大臣のおっしゃる、現実に経済に

直面をしてゐる、日々の経済活動を行つてゐる企業の皆様方からも、このような抜本的に手直しすべきだという意見が出てきてゐる、それを、一般消費税の導入というように一方で具体的に進めようとしておられる政府が、まだこの程度の手直ししかできないでゐるというのはいかがいではないですか、この機会に租税特別措置法をた

○金子(一)國務大臣 租税特別措置法を含めて税制全般についてどういふふうな持ていくかということとは、常時考へております。ときには奮闘をふるつてやらなければいかぬこともこれから多かろうと思つてゐるのです。しかしことは、とにかく予算編成の最中に飛び込んだばかりでございますから、まあここまで行けたことをもつて私としてはある程度やつたなというふうな気持ちでおるのですが、ひとつこれからは御鞭撻をいただきながら、しっかりといま仰せのようなことで取り組んでまいりたいと考えております。

○西岡委員 それでは具体的な問題に入ります。いわゆる医師税制の問題について、今度初めてこれに手をつけたんだということを言われたわけですが、その内容が政府の税調の五十年答申から後退をしてゐるということ、今回の政府の案は年限が切られてゐないということに根本的な問題があると思ひます。

五十年答申の際も政府税調は、これを手直しの第一段階としてこの程度のことはやらなければいけないということを指摘をしてゐたわけでございますから、やはりいわゆる医師税制というものは全廃の方向で取り組むべき課題である、このよう

に認識をいたしております。これについての大臣の御所見と、年限を切らなかつたことについての御説明をいただきたい。

○金子(一)國務大臣 五二%の概算経費率を法定いたしました。これは五十年の政府税調の言つておるとおりでございます。大蔵省もそれに近い数字を持つておつて、これはきつめて適正な率だと思つてございまして、五千万円以上のものについてこれを適用し、それから、四千万円以上のものについては政府税調の答申と同じであります。それ未満のものについては、少しきめ細かく一段階ふやして概算経費率の調整をやつたという点が違ふのでございまして、これはいつも言つてゐることでございますが、都市と農村とを問わず日夜国民の医療に非常に献身的に努力していただいておりますお医者様の特性と申しますか、そういうものを考慮いたしました特別控除の率でございまして、それと概算経費率を組み合わせてこれができたというふうな御理解をいただきたいのでございまして。

それから、なぜ期限を切らなかつたかということでございますが、これは、この御提案申し上げてゐる程度の概算経費率ならばまずまずの経費率でありまして、来年、再来年すぐ変更する必要もないと思ひますし、当分の間ということ御提案申し上げたということでございます。

○西岡委員 それでは、いわゆる医師税制については将来にわたつてもこれを全廃するという考えはないということでしょうか。

○金子(一)國務大臣 この制度で概算経費率がきつ過ぎて困るという方は、青色申告をやつていただければ青色申告も利用できることになっておりますから、私は、困る方はそれを御利用なさつたらいいと思つてございまして、本来的に言えばあなたのおっしゃるように、法定の概算経費率なんというものはなしにして、一々申告させてやつたらいいという御意見かもしれないけれども、お医者様の実態を見てみると、あの忙しい仕事に従事しておられるので、便利さから言えば法定概算経

費率みたいなものを決めて御申告いただいた方が便利だということ、この制度をこれから適用しようということ考へておる次第でございます。しかし将来、未来永劫にわたつて変えないかという、私もそんなことを言つてゐるわけではございませんで、必要な時期が来れば、今日御提案申し上げてゐるこの経費率が実勢にそぐわないようなことになれば、またそれはそのときで議論していただければいいのじゃないかと思つてございまして、それが何年先かはいまから予定して議論するわけにもまいりませんし、当分の間これでいって十分だ、こういうふうな考へておる次第でございます。

○西岡委員 私どもは、今回の更正というものが全くの骨抜きである、このように考へてゐるわけです。すでに何回か各委員会指摘をされておりますように、会計検査院の五十一年度の報告の中でも科目別の経費率というものが示されてゐるわけで、科目を離れて一律の法定経費率を当てはめるといふことには問題がある。内科とか外科とか整形外科、それぞれの専門分野によつて経費率は相当動く。それからもう一つは、収入規模による実際の経費率の差は、大臣のおっしゃるほどに、そんなに差はないので、差は小さいということも指摘をされてゐるわけで、そういう点から言いますと、今度の政府の提案の改正というものは、改正の名に値しない、是正の名に値しないと言わざるを得ないわけで、租税特別措置、税の不公平な部分というものをできるだけなくしていくことがこれからの大きな課題であるということ考へるときに、その最大の課題である医師税制にこの程度しか手をつけられないということとは、国民の税に対する公平感というものがなかなか回復しないと私も考へてゐるわけで、その点について大臣はどのように考へるか、お聞かせをいただきたいと思います。

○高橋(元)政府委員 確かに経費率の実態は、診療科目別、収入規模別、またその雇つておられる医者や看護婦さんの数ということによりまして経

管形態別にもばらつきがあるというのは事実のようでございます。私どもが課税資料からいろいろ判定いたしておりますところでもそういうことが把握できます。会計検査院の五十一年の課税状況についての五十二年の検査報告でもさような結果が出ておるわけでございます。

一つの考え方は、さように実際経費率が異なるすれば、類型別に細かに法定するということがいいのじゃないか、そういう考え方がありと思ひますが、先ほど来大臣からもお答え申し上げておる五十年の政府税調の答申の基礎になつておる四十九年の社会保険診療報酬課税の是正に関する答申というものは、そういう考え方をとつていないわけでありまして、平均でございまして、平均の実績概算経費率が五二といたしますと、それより高いものもあれば低いものもあるだらう。しかし、単一の診療科目のお医者さんもございまして、複数の診療科目のお医者さんもございまして、そのうち、診療科目別にとつてもどこまで区別するか。また自由診療の割合もそれぞれ違つておると思ひます。それを法定の細かい概算経費率というものを設けてやつていくということが実際のかどうか、そういうこともございまして、四十九年の社会保険診療報酬是正答申では、概括的に一本で決めるという考え方がいふんではないかということであります。

それから、診療報酬の収入規模別に経費の差がないはずである、これは、私どももいろいろやつてみますと、非常に診療報酬が少ない方、またかなり診療報酬の多い方、両端において経費率が高くなつておるという状況がわかります。したが、通常の診療報酬の水準であれば経費率はほぼ比例的であるというが実際でございまして、それに対して、五千万円以下の収入階層について経費率を高めておるというのをおかしいではないかという御指摘かと思ひますが、この点は先ほど大臣から申し上げておる様に、五千万円未満の収入階層部分につきましては、中小の保険医の公共性ということに対する配慮に基づく特別控除

であるという御念を持っておりますので、それが中小規模のつまりスケールメリットに恵まれないお医者さん方が経費が高いということを反映しておるものではないわけでありまして。

○西岡委員 それでは、少し具体的な数字でお尋ねをいたしますが、この政府の今度の改正案によります五千万円の収入の場合には、五二%の控除率ということになつておるけれども、実際の控除率は何%になりますか、計算すれば、五二%ではないかと考えますが、いかがですか。

○高橋(元)政府委員 二千五百万円、三千万円、四千万円と、実際の経費率よりも高い特別控除を認めておるもので、したがうして平年分で申し上げますと、五千万円の方に適用される経費率は六六・八でございまして。

○西岡委員 大臣、計算するとそうなるわけですね。五二%ではないのです、六六・八%になるわけですね。これが一億の収入がある方の場合には、いまの計算でいきますと五九・四%というふうになる。ですから、収入が高くなればなるほど控除の絶対額というのは相当の金額が控除されるというふうになるわけ、いまの四千万円から五千万、六千万くらいになるところが控除率から言へば非常に高くなつていく、そういうふうな数字になるわけですね。ですから、政府の今回の是正と言われるものが実はそれほど是正ではない。どうですか、大臣。

○金子(一)国務大臣 それは五十年の政府税調の案でも五〇%になつておつたわけですね。多少刻みが変わつてきましたけれども、下の方の収入金に對しては七二%の法定経費率が適用になるからいまのような計算になることは当然です。しかもその分は、公共性ということで特別の控除を認めることにいたしておる、こういうわけでございまして。

○西岡委員 大臣がよつて立つ基本的なお考えと、私が申し上げておる基本的な認識というものが違つておるわけですから、まあ大臣はこういう特別措置が存在する必要があるというお立場にどうも立つておられるようなんで、そこが基本的に

食い違つておるわけですね、このいわゆる医師税制というものがスタートいたしました昭和二十九年当時の社会保険診療報酬についての一点、単価というものが低いところで定められていた、そういうようなところから社会保険を主たる収入とする医師の所得が非常に低い、これを埋め合わせるというふうな意味もいわゆる医師税制というものには持つていた。ところが、その後の経緯をずっと見てみますと、昭和二十九年から今日までのところをずっと見てみますと、昭和二十九年を一つとして、昭和五十二年の給与所得者の場合には、昭和二十九年から五十二年までの間に所得が大体十倍ぐらになつておる、ところが医療保険業の収入というものは二八・五倍ぐらになつておる、これだけの差がついてきておる。こういうような背景を考えれば、昭和二十九年の当時にスタートをしたいわゆる医師税制の持つていた意味というものは大きく変わつてきているのだ。これについては大臣はどう御認識になりますか。

批判の対象になつてしまつておる、社会保険医の特殊な地位に對して何らかの配慮をするのであれば、そういう趣旨のものとして必要経費率とは別に認識するということが必要ではないか、そういうことによつて課税上の特別措置の持つてくる意味というものが社会保険医に対する積極的な社会的評価を反映するものになつていくべきである、これが税制調査会の四十九年当時における認識であります。

そういう特別控除を考えてまいります場合に、先ほど大臣からお答えもありますように、大都市から僻地に至るまで広く地域医療を担当して日夜住民の健康維持に努めておる中小規模の診療所に重点的に措置する、そういう形の特別控除に限定する、五千万を超えるような社会保険診療報酬については実績概算経費率というものが常識的だ、そういうことが、ただいま西岡委員からお話のありました社会保険診療報酬についての税制調査会の五十年案、それによつておりますところの今回御提案しております改正案の中で、社会保険医の公共性に対する特別の配慮と申し上げておる部分に對する思想的な基礎ということであると思ひます。

いまお示しになりましたように、二十九年に現行の課税特別法が議員立法によつてできたわけですが、医者に一定の所得水準を保障するために単価を補てんする役割を持つて出たというところにあつたかと思ひます。しかしその後、医業を営まれる方と一般の給与所得者または事業所得者、それぞれ所得の伸び方が違つてまいりましたことは事実でございまして、そうなつてまいりますと、四十九年当時の時点でございますが、むしろ各種の観点からの社会保険医に対する特別の配慮という意味が衰へてきた、この七二%のいままでの租税特別措置法二十六条の意味というものがそういうふうに変質してきたということ、そうなりますと、七二%という必要経費率一本の定め方ではこのような考え方が明確な形であらわれない、むしろ必要経費率が甘過ぎるのではないかと

○西岡委員 どうも納得できない御説明なんです、いま御引用になりました税制調査会の五十年度の答申には、審議の過程において、現行の特例と同じ七二%の控除率が残されておる、この点に不満を感じるとの意見が強く主張されたが、当調査会としては、この際は長年の懸案となつてきた特別是正の第一歩を踏み出すことを最優先に考えるべきであり、そうした観点からこの案を答申したんだというふうなことが付記されておるわけですね、こういうことを考えますと、五十年の答申自体が多くの問題を抱えていたということ調査会自身の答申の中に述べられておるわけでありまして、これは大臣の御認識というものは間違つておるのではないかと、私はこう思ふわけですね。

先ほどから繰り返して申し上げますように、政府

が一般消費税の導入というに踏み切らざるを得ないというふうに判断をされている財政の状況である。それを考えれば、この医師税制にこの程度しか手をつけられないでいて、しかも年限も切らずに、他のいわゆる不公平な税制と言われている各種の特例の税制というものを整理するということが不可能ではないか。それが不可能であるとなれば、国民の皆さん方に一般消費税の導入ということを説得するにはこれはとても迫力に欠けるのではないか、このように考えるわけですか。大臣いかがでしょう。

○金子(一) 國務大臣 五十年の答申の審議の過程におきましては、これはいろいろな意見があることは当然でございますけれども、答申の物の考え方として、先ほど来私も申し上げましたような実際の経費率とそれから特別控除を組み合わせた制度をとるべきだという考え方をとり、四千万円以上のものについてそれが実現しているわけでございます。西岡さんも御承知のとおり、それこそ夜間、休日診療もあり、集団健診も引き受け、学校医も引き受けさせられ、またそれ相応の給与にも恵まれている、あるいは救急医療等もやらされておられるが実態でございます。これは診療のレベルが落ちるなというところになったものに対する特別の控除を認めておられるわけでございますから、私はこの程度はしかるべきではないかと考えるわけでございます。むしろお医者様の中では、これはとてもかなわぬのだ。とにかく最近診療も進んでまいりましたから、いろいろな特殊の高価な診療機械を入れておられるけれども、これは概算経費率を使っておられる間は償却できないんですから、そういったものの償却を含めてやらざるを得ないでしょうし、青色申告の方が有利だという人もあるくらいでございますから、私は、非常に骨抜き甘い案だというのはいかがかと思うのでございます。きわめて現実に即した適正な案と私は考えて提出いたしておる次第でございます。現実問題として、十万人がこの七

二の概算経費率をいままでも適用対象としてきたが、従来より重くなるお医者様が半分あるとして、一人二百万の税負担増を現実としようわけでございますから、決して甘い負担とは私ども考えておりません。

○西岡委員 大臣がいま、青色申告の方がいいというお医者さんも出てきているということとをまっさらにおっしゃったわけで、それならこういう特例措置というのはいくらもいじやないでいいですか。

○金子(一) 國務大臣 そういうことができる人はそれをおやりになるのでしようけれども、やっぱり診療の方が忙しくて、カード書くのに手を追われちゃってとそんな暇ありませんよというお医者様が現実にはたくさんあることも事実でございます。やはり現実には即してこういう制度を認めて、まあ多少の誤差はあるけれども、手を省いて簡便にやっただ方がいとおっしゃる方は、この概算経費率をお使いください、こういうことでございます。

○西岡委員 大臣、私どもがあえてこの医師税制の問題を取り上げておりますのは、税の公平感というものを回復しなければいけない、そのためには、まだまだ多くの取り上げるべきことがあるわけですから、資産所得の総合化という問題もあるわけですから、こうした問題に取り組んでいくために、医師税制についてはこれを是正していく。全廃の方向で——もちろん段階的にある程度の期間を置く必要があるかと思っております。これは診療報酬の問題にも多くの問題が残されておりますし、保険制度自体にも多くの問題があることは私どもも十分認識をしております。ですから、それと関連の中で一定の期間は必要である。しかしいづれ全廃の方向でこれを進めていくべきである。そうしなければ、一般消費税の導入という、全体の国民に負担を求めていくという新しい税の導入などということとはとてもできるものではない。いわば政府の立場に立つていいまいしうか、そういう立場からこういう御質問を申し上げ

ているわけでございます。大臣の先ほどのからの紋切り型の答弁ではどうも納得ができません。いかがですか。

○金子(一) 國務大臣 西岡さんのおっしゃること、よくわかるのです。とにかくシャープ税制以来、直接税中心で今日まで高度成長の上にあらをかけたやっつけてきた日本の財政経済を大きく切りかえようということ、今度一般消費税というものが取り上げられることになったんですが、まあそういったことからすれば、この際、歳入歳出の全般にわたって見直しをなぜやらぬかとおっしゃる気持ちにはよくわかるのです。私どもも極力そういう方向で進まなければいかぬ、そのために必要などきは奮勇をふるうべきだと考えておりますが、とにかく一遍に何もかも短期間にやっちゃえよというわけにはいかぬのですから、一つずつ着実に漸を追って問題を片づけてはくしていこう、こういうことをいましてやっているようなこととございまして、五十五年度に一般消費税を導入するといふことになれば、またそのときはいろいろな面で新しい提案を申し上げ、御審議をいただき、御協力をお願いしなければならぬと思っておりますので、ひとつどうぞよろしく……。

○西岡委員 大臣のいまのお話は、こういうこととございまして。五十五年度に一般消費税の導入を具体的に考えるということになれば、医師税制も含めていわゆる不公平な税制等についても、さらにその是正を前進させるという案をあわせて提案するということ意味でございまして、どうですか。

○金子(一) 國務大臣 そこまでは言っていないで、西岡さん。これは先ほど来繰り返して申し上げておりますように、この案で私も適正な、世間ではいろいろなことを言う人もありますけれども、適正な概算経費率だろう、当分の間はこれでやってまいります。しかし、検討が十分済んでいないいろいろな点の問題もありませんから、それは歳入歳出面にわたって必要なものはほとんど見直しをやって御審議をいただきますと、こういう意味でございます。

○西岡委員 どうも大臣の御答弁は納得ができません。こういうことでは、またその程度のお考えでは、五十五年度に政府がお考えになられている一般消費税の導入というわけにはいかないのではありませんか、国民が納得しない私は思います。新自由クラブとしても、このような状況で、しかもその他の行政改革、歳入の削減、不要不急の経費の見直し等がまた一方においてもほとんど進んでいないということとあわせて考えると、現状で一般消費税の導入には反対せざるを得ない。しかし財政の状況というものは、これまでも国会でたびたび議論をされてきておりますように、そう簡単に行政改革、歳入の削減、そうしたことで財政危機を乗り切るということにはなかなかいかないのではないかと、いままでも、税の公正というものを確保するということのために思い切った大手術をすべきではないかというところを、先ほどから医師税制を例にとってお話をしているわけですか。

金子(一) 西岡委員の御質問に、まあ五十六年から見直しをするということになっていくわけですが、それと、先ほど申し上げましたような措置についても、先ほど申し上げました日本経済調査協議会の提案の中にも、こうしたものもこの際にあわせて廃止をして、そして一定限度の元本についての利子に対する税額を所得税から控除して還付する方式でこれにかわる措置としたらいいのではないかと、そういう具体的な提案もあっております。そういうようなことで、租税特別措置というものは原則としてこれは全廃するんだというのがだんだん世論になってきている。そういうことを考えると、医師税制をこの程度しか手を加えないで、しかも他の特別の措置にはかなり年限、期限が記されているものがあるわけですから、見直しということについては、その姿勢も示さないということでは、大臣、これは納得がいかないのではないですか。くだいようですが、重ねて御答弁いただきたいのです。

○金子(一)國務大臣 御意見はよくわかります。わかりますが、私どもとしては、二年たったら三年たったらということで期限を切つてやるほどの暫定的な制度であるとは考えてないわけでございます。必要なときがあればそれはそのときにまた検討すべきでございますけれども、時限的にこれを考える必要はない、こういうことでございます。

○西岡委員 大臣、言っていることはよくわかります。理解できませんと言われるのが一番困るわけですね。理解できないということで御反論になるならば議論が成り立つわけですけども、おっしゃることはごもっともです。しかしいたしませんというのでは全く話にならないわけでした、それはやはり年限くらいは切る、具体的に申しますと、三年なら三年、そこで全廃をするのか手直しをするのか考えるというぐらゐのことは、当然いままでのいわゆる医師税制をめぐる論議の経緯からいっても、それくらいのことをやるべきではないんですか、いかがですか。

○金子(一)國務大臣 その気持ちはありません。

○西岡委員 これ以上前進した答弁を期待できないようにございますので、他の租税特別措置について、医師税制にこの程度しか手をつけ切らないのでは、とても根本的な見直しはできないと私どもは考えているわけで、それだけにこの問題に特意的をしぼって大臣の御所見を承ったわけですけども、とてもこういういまの大臣の御答弁のようなことでは財政の再建はおぼつかないのではないかという感想を申し上げまして、私の質問を終わります。

○加藤委員長 次回は、明二十八日水曜日午前九時四十五分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十七分散会

昭和五十四年三月七日印刷

昭和五十四年三月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D